

栃木県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、栃木県知事から平成25年度包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月31日

栃木県監査委員 板橋 一好
 同 若林 和雄
 同 金井 弘行
 同 石崎 均

行第118号
 平成27年3月2日

栃木県監査委員 板橋 一好 様
 同 若林 和雄 様
 同 金井 弘行 様
 同 石崎 均 様

栃木県知事 福田 富一

平成25年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

平成25年度包括外部監査結果に対する措置状況

- 1 指定管理者となっている県の出資団体の財務に関する事務の執行等について
 ～上記団体に関する指定管理者制度の事務の執行状況を含めて～

項目	監査結果	講じた措置
I 公益財団法人とちぎ未来づくり財団 1 概要 (1) キャッシュフロー計算書の期末残高の不一致について (2) 平成25年度の事業活動に係る項目の費用処理について	平成22年度キャッシュフロー計算書の期末残高と、平成23年度キャッシュフロー計算書の期首残高が一致していない。差異の発生理由は不明である。 適正なキャッシュフロー計算書を作成すべきである。 総勘定元帳の平成24年度需用費支出項目中、平成25年度の事業活動に係る項目でありながら、資産（貯蔵品等）計上されていない項目（平成25年度の利用案内や事業案内チラシ等の印刷製本費支出）があった。 これらの項目は、平成24年度の需	平成25年度決算から、公益法人会計基準を適用しており、キャッシュフロー計算書は作成していない。今後とも会計基準に沿って適正に財務諸表を作成する。（県民文化課） 指摘の項目は、無償配布する広報用パンフレット等であるが、財団全体の財政規模から勘案すると極めて少額で、財政に影響を及ぼすような重要性に乏しく、資産計上は不要であると判断し、費用計上したものである。今後とも、適

	用費支出とすべきではなく、未使用部分を資産（貯蔵品等）計上すべきである。	正な費用計上を行う。（県民文化課）
(3) 賞与引当金繰入額の配賦について	本部管理費の賞与引当金繰入額は、本来、各事業に配賦されるべきものであるが、行われていない。配賦基準を定め配賦を行うべきである。	平成25年度決算から、公益法人会計基準に則り、本部管理費の職員人件費を法人会計に全額配賦している。（県民文化課）
(4) 財団運営調整積立金の活用について	とちぎ未来づくり財団運営調整積立金は、財団運営の健全性を確保するために設置されたものである。 しかし、財団運営調整積立金98,719千円は、過去数年間は利用された実績がない。財団の現預金残高は潤沢にあり、財団運営調整積立金の取崩の必要が生じる可能性は低い。財団運営調整積立金は、県民に還元する等の使い方を検討すべきである。	財団においては、平成25年度の決算における収支が赤字となったことに加え、平成26年度からの指定管理料収入も減額になっていることから、今後の経営状況によっては、積立金の取り崩しによる財源の補填も想定される。そのため、財団運営の健全性を確保できるよう運営調整積立金を積み立てておく必要がある。（県民文化課）
(5) 退職給付引当金の貸借対照表計上額と法人税申告書別表五（一）計上額の差異について	退職給付引当金は、貸借対照表計上額（特別会計計上額 208,091千円）と法人税申告書別表五（一）計上額（133,418千円）に差異がある。 法人税の申告調整を適正に行い、法人税申告書作成を行うべきである。	公益法人への移行に伴い、平成25年度決算から公益目的事業は課税の対象外になったことから、公益認定後の収益事業について、適正に法人税申告書を作成している。（県民文化課）
2 一般会計		
(1) 本部会計		
① 基本財産の表示について	財団の貸借対照表上、基本財産100,000千円の内訳科目として「基本財産積立預金」のみが記載されているが、このうち29,992千円は、第365回大阪府公募公債であり、本来「投資有価証券」として表示すべきものである。	平成25年度決算から、投資有価証券と表示している。（県民文化課）
② 基本財産に含まれる投資有価証券に係る注記について	上記において指摘した投資有価証券については、重要な会計方針として、その評価基準及び評価方法を記載すべきである。また当該投資有価証券は、満期保有目的の債券のうち市場価格のあるものに該当することから、その内訳、帳簿価額、時価及び評価損益を注記すべきである。	平成25年度決算から、指摘の項目について注記している。（県民文化課）
③ 基本財産及	財団は、基本財産及び特定資産の	平成25年度決算から時価を把握

び特定資産として保有する投資有価証券の時価について

一部として国債及び公債を保有しており、それらの中には市場価格があるものもある。決算時における時価の提示を求めたところ、いずれも満期保有目的の債券であり、時価評価を行わないため、時価は把握していないとのことであった。

当期末の時価を調べたところ、時価が著しく下落したものはなかったが、満期保有目的の投資有価証券であっても、少なくとも年に1回決算時点において時価を把握し、貸借対照表価額の妥当性を検討すべきである。

し、適切な貸借対照表価額を計上できる体制を整備している。(県民文化課)

④ 未収金の計上について

一般会計の未収金として、文化振興事業に対する県からの補助金(2月分)1,119千円が計上されている。1月分については入金済みで未収分はないが、3月分については、特別会計である文化振興事業会計の未収金として計上されているとのことであった。

一般会計の未収金として計上されている、文化振興事業に対する県からの補助金(2月分)1,119千円は本来、文化振興事業会計の未収金として計上すべきものである。

平成25年度決算では、指摘のあった県補助事業について、間接人件費は法人会計に、直接人件費及び事業費は公益会計に適正に計上している。今後とも適正に処理する。(県民文化課)

⑤ 減価償却資産除却損について

経常外費用として347千円の減価償却資産除却損が計上されている。これは、旧財団法人とちぎ青少年こども財団が保有していた資産について、事務所移転に伴って平成23年12月12日に廃棄したことによるものである。これらの資産が実際に廃棄されたのは、前期であることから、本来当該除却損の計上は前期に行われているべきであり、今期においては前期損益修正損として表示すべきである。

なお、減価償却費の計上は前期まで行われている。当期における除却は、前期末の簿価で行われており、当期の減価償却費は計上されていない。

平成26年3月に行ったパソコン及び簡易無線機の資産の廃棄について、平成25年度決算で除却損として計上している。今後とも資産の除却があった場合には、適切な時期に適正に計上する。(県民文化課)

⑥ 管理費として計上されている寄付金に

管理費として2,560千円の寄付金が計上されているが、これは、旧財団法人とちぎ青少年こども財団が以

平成25年度決算では、指摘と同様の案件がない。今後、同様の案件が生じた場合には経常外費用と

ついて

前事務所として使用していた青少年センターに飾られている絵画を、財団が県に寄付したことによるものである。

このような寄付は、事業を管理するため毎年度経常的に要する費用には該当しない。正味財産増減計算書上、管理費ではなく、経常外費用として経常外増減の部に表示すべきである。

して計上する。(県民文化課)

⑦ 財務諸表に対する注記の記載漏れについて

財団が行う東日本大震災被災者就学支援事業では、当期において、栃木県義援金配分委員会より194,518千円の寄付金を、指定正味財産として受け入れているが、このうち当期の事業費総額141,610千円を一般正味財産に振り替えている。

この内訳については、本来注記が必要であるが、その注記が行われていない。

平成25年度決算から、指摘の項目について注記している。(県民文化課)

⑧ 減価償却引当資産について

平成24年度末において、固定資産の減価償却累計額18,830千円に対して、減価償却引当資産が14,491千円であり、減価償却引当資産の方が少ない。これは、旧財団法人とちぎ青少年子ども財団が保有していた固定資産の減価償却費相当額については、合併後も減価償却引当資産を積み立てているものの、旧財団法人とちぎ生涯学習文化財団が保有していた固定資産の減価償却費相当額については、合併後、減価償却引当資産を積み立てていないことによるものである。

減価償却引当資産の積み立てについて、財団として処理が統一されていないことから、統一的な処理を行うべきである。

平成26年度から、必要な固定資産のみを対象として帳簿価額に合わせて減価償却引当資産の積み立て額を調整する方針とし、平成26年度は補正予算で対応した。今後とも、適正な処理を行う。(県民文化課)

⑨ 災害補償等積立資産について

平成21年度の旧財団法人とちぎ生涯学習文化財団の包括外部監査において、災害補償等引当資産の余剰が指摘されていたが、その措置として財団では、「退職給付引当資産で不足する部分を災害補償等引当資産から充当する等、財団運営上必要な費用に充当することにする。」としていた。

災害補償等積立資産については、平成25年度に取り崩しは行わなかったが、平成26年度予算では一部取り崩しを行い財団運営上必要な費用に充当することとしている。

財団の経営状況は平成25年度決算において収支が赤字になっていることから、取り崩し後の残高に

しかしながら、その後何ら取り崩しは行われておらず、結果として平成24年度末の決算においても76,680千円がそのまま計上されている。

災害補償等引当資産については、平成25年度公益法人移行後の財団運営に必要な費用に充当する予定であり、平成25年度の予算において、一部取り崩すこととしているが、取り崩し後の残高について、その後財団運営上必要な費用に充当する明確な予定がないのであれば、県民に還元する使途を検討すべきである。

についても、来年度以降の財団運営に必要な費用への充当が想定され、積み立てておく必要がある。(県民文化課)

⑩ 会計規程の記載誤りについて

財団の新会計規程(平成25年4月1日施行)第79条(重要な会計方針)に誤字がある。

指摘のあった誤字について、平成25年度中に会計規程を修正した。(県民文化課)

(2) 埋蔵文化財センター事業会計

① 固定資産として計上すべき備品購入費について

埋蔵文化財センター調査管理費のうち、備品購入費として計上されているもののうち、単価が10万円を超えるパーソナルコンピュータが4台あった。

財団の会計規程上は、「固定資産の範囲」として第39条において「この規程において固定資産とは、財団が保有する資産のうち流動資産以外の資産で耐用年数が1年を超える資産をいう。ただし、取得価額が法人税法施行令(昭和40年政令第97号、以下「施行令」という。)第133条に規定する金額未満のものは原則として固定資産として取扱わない。」と規定されている。

法人税法施行令第133条によれば、「少額の減価償却資産の取得価額の損金算入」として、「内国法人がその事業の用に供した減価償却資産(中略)で、前条第1号に規定する使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額(中略)が100,000円未満であるものを有する場合において、その内国法人が当該資産の当該取得価額に相当する金額につきその事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金

業者から提出された当該パソコンの単価には、パソコン本体と汎用ソフトが合算されていた。パソコン本体とソフトは別々のものであると思料され、パソコン本体の1台当たりの価格は75,180円であり、会計規定上の100,000円を超えないことから、固定資産として計上する必要はないと判断した。今後は、業者から品目ごとの内訳が記載された請求書を提出させ、適正に会計処理を行う。(文化財課)

の額に算入する。」と規定されている。当該パーソナルコンピュータ4台については、財団の会計規程に従い、固定資産として計上すべきである。

② 栃木県埋蔵文化財センターの光熱水費等の負担について

栃木県埋蔵文化財センターは県有財産であり、財団は県からその使用許可を受けている。財団は、埋蔵文化財センターの光熱水費等の負担について、県と協定書を締結しており、その中で財団が光熱水費等の3割を負担することとなっている。

財団が負担すべきこの3割部分は、財団の埋蔵文化財センター調査管理費から支出されており、その財源となるのは発掘調査事業収入である。発掘調査事業収入には県以外からの収入もあるが、その約3分の2は県からの受託料であることから、結果として、実質的には県が協定書上の負担割合である7割を超えて負担していることになる。

今後、施設の光熱水費の負担については、事業のあり方を含めて検討が必要である。

協定書では、財団の自主事業に係る光熱水費を財団が負担することとし、その割合を3割としているものである。発掘調査事業には県からの委託事業も含まれているが、あくまで財団の自主事業であり、財団が負担する光熱水費の財源に県からの収入が含まれていても、協定書に沿った負担内容となっている。(文化財課)

③ 調査報告書の発注単価について

埋蔵文化財センターでは、文化庁の通知に従い、発掘調査を行った後、現場毎に調査報告書を300部作成し、各種公的機関に無償配布している。

報告書の刊行、配布については文化庁の指導等に基づき適正に行われているが、財団では、報告書の著作権を持つ県の許可を得て、この報告書を数十部程度増刷し、財団職員並びに一般向けに有償で頒布している。

この有償頒布分の単価については、印刷業者との交渉により、無償配布分の20パーセントとして、無償配布分の落札業者と随意契約を行っている。しかしながら、実際の発注及び印刷は無償配布分と有償頒布分を併せて行われていることから、結果的に、1冊当たりの単価については、増刷分も含めて総平均的に計算した場合に比べて、無償配布分が割高に、有償頒布分が割安になっている。

一般の方への報告書頒布価格については、埋蔵文化財の普及啓発という視点からも、ある程度廉価であることが求められる。報告書印刷の総平均的な単価で販売した場合、通常の高額になってしまふことから、現状方式もやむを得ないと考えられる。(文化財課)

それぞれの1冊当たりの単価は、総平均的に決定されるべきであり、それにより、県からの委託費を下げる事が可能となるため、今後、費用対効果や県の負担軽減等を検討する必要がある。

3 特別会計

(1) 文化振興事業 会計

① コンセール・マロニエ21の協賛について

財団が主催する音楽コンクール「コンセール・マロニエ21」では総額320万円もの多額の賞金を出している。賞金水準が類似する他のコンクールでは一様に企業協賛を付けており、企業協賛により賞金を捻出していると考えられる。一方、コンセール・マロニエ21は平成21年度以降、企業協賛を獲得できておらず、賞金の資金は実質的に県からの補助金で賄われている。特に平成20年のリーマン・ショック後は県内企業の経済状況が思わしくなく企業協賛を集めにくい状況が続いているのも一因であるが、企業協賛を獲得するための営業活動の実績に乏しく、企業協賛を獲得する努力をしているとは言い難い。

今後は企業訪問等の営業活動を地道に行い、企業協賛を獲得する最善の努力をすることが望まれる。

平成25年度から、コンセール・マロニエ21の趣旨に沿い、企業訪問の実施に向け、賛同してもらえらる企業のリストアップ・選定等を行い、企業協賛の獲得のため、努力している。今後とも、より多くの企業協賛を獲得できるよう努める。(県民文化課)

② つり銭用資金の管理体制について

「つり銭用資金取扱要領」に従って、本部の財務担当者は「つり銭用資金保管簿」の写しの提出を求めべきである。

なぜなら、「つり銭用資金保管簿」の写しの提出を求めることは、単につり銭用資金の過不足を確認するのみならず、各施設の資金担当者によるつり銭用資金の横領を防ぐという内部牽制の目的もあるためである。つまり、本部の財務担当者はつり銭用資金の管理者として、各施設においてつり銭用資金の残高確認が行われ、かつ、上長による承認を受けていることを書面で確認することをもって、つり銭用資金が保全されていることを確かめなければならない。

平成25年度末から、各施設から本部へ「つり銭用資金保管簿」の写しを提出させている。今後とも徹底していく。(県民文化課)

(2) とちぎ未来クラブ事業会計

① 委託料の金額決定基準について

県からの受託事業である「とちぎ未来クラブ事業」（平成24年度委託料：税込9,723千円）について、財団が県に提出した委託料積算根拠に計上されていない人件費（プロパー職員1名の人件費と県派遣職員1名の超過勤務手当支出、勤勉手当支出、通勤手当支出）が約9,270千円ある。その結果、当該人件費不足分に相当する赤字が必然的に計上される仕組みになっている。財団は当事業を収益事業に位置づけている以上は、当事業から収益を上げられるように委託料積算根拠に当該人件費を含めるべきである。

平成27年度以降において人件費も含め予算措置することで検討している。（こども政策課）

(3) 総合文化センター管理運営事業会計

① 簿外預金について

総合文化センター管理運営事業で使用する普通預金は、専用口座として2口座（施設利用料口座、らくらくサービス利用口座）存在する。これらの預金残高のうち施設利用料口座の残高844千円が決算書上に反映されていない。

平成25年度決算から、全ての口座の残高証明を取った上、決算上適切に反映している。今後とも適正に処理する。（県民文化課）

財団は決算に際して、年度末に各普通預金口座を本部の普通預金口座へ資金移動（午後3時頃）を行い、本部の普通預金残高のみを決算書上反映させる処理を行っている。しかし、実際には資金移動後に入金があっても当該事実が会計処理に反映されないこととなり、結果として入金額が「前受金」として処理されず、簿外預金が発生している。

それゆえ、各普通預金口座の期末残高を確認し、残高があるものについては、その入出金内容の事実に基づいて適切な決算処理を実施すべきである。

② 未払金の会計処理について

総合文化センター事業の維持管理にあたり水道光熱費の支出額は大きい。水道光熱費の支払は後払いであり実際の支出時期が4月末以降となることから、電気料金3,690千円（3月分）、冷暖房料金4,694千円（3

未払金及び未収金処理要領については、公認会計士の指導を踏まえ、金額の重要性等を勘案した上で、平成18年度に整備したものである。今後とも、当該要領に基づき適正に処理する。（県民文化課）

月分)が翌期の支出として処理されている。当該会計処理は、財団で作成した未払金及び未収金処理要領に基づき行われている。

しかしながら、当該会計処理要領には金額的な重要性が考慮されておらず、総合文化センターの水道光熱費については金額的な重要性も大きい。

それゆえ、財団の会計処理要領の見直しを実施し、水道光熱費については未払金の会計処理を実施すべきである。

③ 県有施設に対する修繕等について

財団が管理する県有施設の修繕等の実施及び費用負担の基本的な考え方は、実施については原則として本来の効用持続年数を維持するために必要な程度の維持補修(小破修繕:見積額100万円未満のもの等)は、施設の管理に付随するものとして当財団が実施し、それ以外は県が実施することとなっている。また、費用負担については実施と同様に区分し、財団・県それぞれが費用を負担することとされている。

100万円を超える修繕において、県と財団の費用負担関係についての結論に至る考え方が明確な文書で残されておらず、その根拠が曖昧になっている。

財団は県の100%出資団体であることから、両者の協議は財団の財政状況を調整しながら実施しているものと推測されるが、指定管理者制度を採用していることから他団体が指定管理者となることも当然あり得ることである。

それゆえ、栃木県総合文化センターの管理に関する協定書に則った費用負担関係として処理する体制を構築すべきである。

当該施設の改築及び修繕等については、「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」に基づいて運用しているが、緊急性等の理由により、両者協議の上、負担区分の額と異なる対応をした場合には、根拠を明確にした協議結果記録を適切に残すよう対応する。

(県民文化課)

(4) 風土記の丘資料館管理運営事業

① 観覧者人数について

しもつけ風土記の丘資料館は、過去5年間の観覧者数は、平成19年度16,900名、平成20年度18,443名、平成21年度19,673名、平成22年度

平成25年度については、体験教室の積極的な実施、魅力的な企画展示等により観覧者数は22,415人に回復した。また今年度も平成25

20,252名、平成23年度22,702名であり5年連続で前年度を上回っている。

今期より指定管理料が41,700千円から39,800千円に減額されている。それに伴う影響が全てではないが体験教室の実施回数の減少等もあり平成24年度の利用者数は18,937名と大幅に減少している。施設の利用料収入は少額（平成24年度：432千円）であり主たる目的は遺跡及び歴史資料の保存及び活用を目的とした普及活動にある。これまでの管理運営の経験を活かし、経費の削減を図り、また、工夫をこらした事業内容の構築、体験教室の積極的な実施等を図っていくべきである。

年度を上回る状況で推移している。（文化財課）

(5) 旧財団法人とちぎ青少年こども財団の3施設（子ども総合科学館、とちぎ海浜自然の家、なす高原自然の家）

① 指定管理者制度の趣旨に反する運営について

3施設の人員は、その大半が県職員等で構成されている。財団は、3施設を運営する人員体制が整わないまま、過去7年間指定管理者を受任しているが、県にはその不十分な人員体制を放置・温存させてきた不作為の責任がある。行政改革推進室は、指定管理者制度の効果を把握し運用上の課題・問題を解決していく責任がある。また、所管課にとっても、施設が指定管理者制度の対象となった以上、直営の形態とは違っているから過度な人的支援を改め財団に自助努力を促す立場にある。

指定管理事業の遂行に必要な人的資源をどのように調達するかは、指定管理者ごとの判断に委ねられているものである。

また、当該指定管理者への県職員の派遣については、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき適正に行われている。

さらに、指定管理者の公募において、県の人的支援は前提となっておらず、手続きの公平性、透明性は確保されている。（県民文化課、こども政策課、生涯学習課、行政改革推進室）

② 人員体制の整備について

3施設において行政職員・教職員の派遣及びそれらのOBが人員の多くを占めている。指定管理者制度の導入により人員体制が不十分であれば指定替えのリスクがあることを念頭に、人材を育成してこなかったことは、財団の責任である。

採用する人員の決定は、指定管理者の経営判断に委ねられている。

当該施設における教員OB等の採用については、指定管理者が経費削減やサービス向上を図るため総合的に判断したものである。（県民文化課、こども政策課、生涯学習課）

③ 施設管理費の無駄について（とちぎ海浜自然の家）

指定管理者制度を採用する目的の一つに管理経費の縮減があるが、小学校校長OB等の人員を敢えて採用してきたことから、遠方より人員を配置しなければならず、寮や社宅等の準備が必要となっている。これは、利用者サービスへ振り向けられるべき資源が有効に使われていないという点で県による改善勧告があつてしるべきである。

採用する人員の決定は、指定管理者の経営判断に委ねられている。

当該施設における教員OB等の採用については、指定管理者が経費削減やサービス向上を図るため総合的に判断したものである。（県民文化課、生涯学習課）

④ 長期的人材育成の困難性について

指定管理者制度は、3年ないし5年の指定期間による協定であり、指定管理者にとって次の公募時に選定から洩れる恐れが絶えず付きまわっている。財団法人にとって将来展望が不透明なことは、常勤プロパー職員の採用と教育訓練を組織として実施していく上で極めて不安定で困難な状況になっている。10年程度の期間であれば、競争原理が働くことで指定管理者に一定の緊張感を持たせながら、一方で指定管理者にとっても長期的視点から組織運営ができる制度であると考えられる。

平成25年度の指定管理者の公募から、「施設の専門性又は特殊性から、人材の確保、人材の育成、管理運営技術の蓄積等を図る必要性がある」施設については指定期間を10年を上限とすることとしたが、当該施設については、この要件に該当しないものとした。（こども政策課、生涯学習課）

⑤ 指定管理者の動機付けを失う運用について

現状の制度は、指定管理者にとって住民サービスの向上への取り組みや業務改善による経費節減の努力に対して、その見返りがなく、反対に指定管理委託料の減額となって返ってくるため、指定管理者側の士気を下げる運用となっている。また、とちぎ海浜自然の家及びなす高原自然の家については指定管理者制度導入に合わせ、平成18年度から利用料金制を採用し、子ども総合科学館については、平成21年度から利用料金制が取り入れられたため、それ以前であれば3年間の固定収入として見られたものが、指定管理者にとっては収入の安定性がその分だけ下がることになった。更に利用料金制の採用が指定管理委託料の引き下げと対になっているため、財団の努力義務がそれだけ厳しくなっている。

委託料上限額については、一定の利益率等を踏まえ適正に算定している。

また、指定管理者の経営努力が増収として還元される利用料金制を導入することで、指定管理者のモチベーションを高めている。

なお、指定管理者のサービス向上等の実績を適正に評価し、モチベーションを高めることには意義があるが、現指定管理者の実績に対し、次回選定において競争上の優位性を与える仕組みについては、新規参入の阻害や選考の公平性の観点からも慎重な対応が必要である。（こども政策課、生涯学習課、行政改革推進室）

現状では、指定管理者制度による利益が、指定管理者へ還元されることは無く委託者の利益となってしまう

う制度である。このままの形で継続するならば指定管理者にとって住民サービスの向上や経費節減の動機付けが無くなり、指定管理者制度が崩壊する。問題の本質は、指定管理者制度の運用においてこれらの課題が生じていることを行政改革推進室や所管課が把握していないことである。施設現場に対してノルマは設定するが、そこから生じる問題の把握が行われていない。監査に当たって、3施設における指定管理者制度の問題点を検討した資料を要求したが提出されなかった。

指定管理者の住民サービス向上や経費節減の成果を次回の指定管理者選定における優遇扱いの得点とすることや競争上の優位性が得られる制度に変えていくことは、競合相手が生じない現状において指定管理者のモチベーションを維持する上から必要である。

⑥ 設備の老朽化と修繕について

a. 小破修繕の実効性の確保

子ども総合科学館では、施設や展示品の老朽化により修繕の必要性が高まっている上に、設備や展示品に使用されている部品に関して、代替品の入手が困難な状況になっている。

また、とちぎ海浜自然の家は、平成4年7月の開所であり既に21年が経過している。利用料金制を採っているが、その中心は臨海自然教室での利用以外の一般の利用によるものであるが、施設の衛生上の問題として老朽化はマイナスの要因として働く。

利用料金制は、収入のリスクを指定管理者に負わせることになるが、修繕のリスクが高い老朽化した施設を対象に、指定管理者の公募を行うことは現実問題として不可能である。建物施設の大規模な修繕や展示品の一斉交換を実施した上で指定管理制度を継続するのでなければ公募による指定管理者制度は機能しない。

b. 修繕の可否判定

指定管理者が負担する小破修繕の

当該施設の修繕については、「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」に基づき、県と指定管理者で協議しながら、適時必要に応じ修繕等を行い、施設の効果的な運用を図っている。(こども政策課、生涯学習課)

規模は、現状、見積額100万円未満となっている。一般論ではあるが、民間事業者であれば、利益を確保するために経費を抑えるわけで、出来るだけ修繕費を先送りする傾向が出る。本来必要な修繕を先延ばし・先送りにする誘因が生じるため、適時な修繕が行われなければ施設の老朽化を早める結果となる。

公募要領等において、小破修繕の規模を現状の100万円から50万円程度に引き下げた上で、一定額以上の修繕費予算の消化を義務付けなければ、次の指定管理者のリスク負担が増大して引き受け手が存在しなくなる。

II 公益財団法人栃木県民公園福祉協会

1 概要

(1) 財務諸表に対する注記の記載誤りについて

財団の平成24年度収支決算書の「6 財務諸表に対する注記」に誤字・誤記がある。

平成25年度決算から指摘された内容についてすべて修正した。(都市整備課)

(2) 会計処理規程について

財団の会計処理規程第58条には、重要な会計方針が規定されている。その中でリース資産の処理として、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るにリース資産については、「リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。」と定められている。しかしながら財団の平成24年度収支決算書の「6 財務諸表に対する注記」においては、リース取引の会計処理として「所有権移転外のファイナンス・リース取引であるが、1件当たりのリース料総額が300万円以下のものであるため、通常の賃貸借処理に係る方法により会計処理している。」と記載されている。

平成26年3月17日開催の第8回理事会において、会計処理の運用実態に合わせた内容に会計処理規程を改正した。(都市整備課)

また、会計処理規程第58条の(7)では、税効果会計の適用についてとして「(前略) 税効果会計を適用している。」と規定されている。一方、収支決算書の注記には、重要な会計方針として税効果会計に関する記載はなく、また実際に税効果会計の適用は行われていない。いずれも、実

	態に合わせて会計処理規程を変更すべきである。	
(3) 棚卸資産の評価方法について	財団会計処理規程第58条にて、棚卸資産の評価方法として最終仕入原価法を採用する旨を規定している。しかしながら、最終仕入原価法は、税務上は認められた方法であるが、会計上は認められた方法ではない。先入先出法、売価還元原価法等の会計上認められた方法により棚卸資産を評価することが望ましい。	最終仕入原価法は税法上認められており、継続して採用している。今後とも採用したいと考えている。(都市整備課)
(4) 都市緑化基金、未精算額の表示と経費処理の遅延について	固定資産に計上されている都市緑化基金積立資産の一部は、普通預金で運用されているが、銀行から取得した預金の残高証明書と表示金額が不一致であった。不一致の原因は、未払額を直接差し引いた金額で都市緑化基金(預金)を計上していたためである。都市緑化基金積立資産の金額は預金残高で計上し、未払額を負債(未払金)計上すべきである。 また、請求書等の保存と経費(支払)の管理を適切に行うべきである。	平成25年度決算から、残高証明書と都市緑化基金残高が一致するよう、3月中に業務を終了させ、未払金が発生しないよう対応している。また、請求書等の保存と経費支払の適正管理について職員への周知徹底を図った。(都市整備課)
(5) 法人税申告書別表五(一)に計上されている「取崩益」と「取崩もれ」について	法人税申告書別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書では、取崩益151,350円及び取崩もれ2,110,000円が加算されている。 これらの項目の詳細は不明である。有税で計上した経緯や内容の判る書類を保管し、適切に処理すべきである。	昭和56年度の退職給与引当金取崩による益金と昭和63年度退職給与引当金取崩もれであることを当時の税務申告書から確認しており、顧問税理士が平成25年度の税務申告において処理した。(都市整備課)
(6) 未払法人税等の表示について	未払法人税等が未払金に含めて表示されている。未払法人税等は納税に備えるために負債計上する項目であり、事業に要する費用の未払金とは区別し単独の科目で計上すべきである。	平成25年度から、未払法人税等を単独の科目として負債計上した。(都市整備課)
(7) 退職給付引当資産の過大積立について	平成24年度決算書上、固定負債に計上されている退職給付引当金が231,423千円に対し、固定資産に計上されている退職給付引当資産は240,241千円であり、約8,818千円が過大に資産積立てされている。財団は、外部借入を行っておらず、また、流動資産に計上されている現金預金	平成26年度決算からは、退職給付引当金が増加することに伴い、退職給付引当資産との差額が発生せず、過大積立てとなることはない。(都市整備課)

の金額も約192,396千円あり、資金を潤沢に保有している。余剰積立部分は過去の経営努力により積立てた額であることは理解できるが、余剰部分は、使途を検討すべきである。

(8) 収益事業での大幅な赤字と事業運営について

平成24年度の法人税申告書別表七(一)によると、過年度に多額の青色欠損金を出している。

本来、公益法人は、収益事業で純利益を捻出し、法人税を納税した後の剰余金で公益事業を運営することを目的にしている。

しかし、過去3事業年度では、震災関連による固定資産修繕や固定資産の県への寄付等、特殊事情があったにせよ収益事業が過大な赤字となり、収益事業での剰余金が発生していない。

公益認定以降は、収益事業の赤字は改善されている。収益事業で赤字となる事のないように経営計画を立て、法人運営を行うべきである。

税法上、平成23年度までは、公益事業は都市緑化事業のみで、それ以外の事業はすべて収益事業だったため、特に、収益性の低い事業(プール等)により、収益事業全体が赤字となっていた。平成24年度からは、都市緑化事業を含め収益性の低い事業が公益事業として認定されたことに伴い、収益性が高い事業(売店等)からの益金を公益事業へ繰り入れている。(都市整備課)

(9) 未払消費税の過大計上と過大計上額の翌事業年度での雑収入計上について

平成23年度末に本来未払計上すべき未払消費税の金額は5,699,900円であるのに対して、未払金9,437,546円が計上されており、その差額3,737,646円過大に計上されている。その差額3,737,646円は、平成24年度に繰越され、雑収入に計上されている。

例年未払消費税額は決算時には確定し、会計間の精算も済ませているが、平成23年度は会計間の精算が遅れたため、消費税確定後の残高をやむを得ず次年度に繰り越した。平成24年度は既に改善されている。

消費税の申告納税は適正に行われているが、決算書上、適正な未払消費税の計上を行うべきである。

平成25年度以降も、決算書上の未払消費税について適正に計上している。(都市整備課)

(10) とちのきファミリーランドの有用性について

とちのきファミリーランドは、都市公園の中にあつて、駐車場料金や入園料も無く、小さな子供連れの家族等が低料金で安心して遊ぶことができ、立地も宇都宮外環状線や東武宇都宮線西川田駅から近く、アクセスも良い。

遊園地の規模は大きいとも言え

週末に行っているイベントなどを継続して実施することで、引き続き、集客に努めている。(都市整備課)

ず、また遊具に目新しいものはないが、古くなった遊具に修繕を加えながら使い続ける等、低料金で利用できるような経営努力がうかがえる。往査を行った平成25年8月21日も小学校等の夏休み期間中でもあり、猛暑日にもかかわらず盛況であった。

宇都宮市周辺には大きなテーマパークがなく、とちのきファミリーランドは大変有用で利用価値が高く、公園協会の目的とする利用者に安らぎや潤いをもたらす福祉の増進に寄与していると感じる。今後もより一層の経営努力に期待する。

2 総合運動公園

(1) 未払金の処理について

平成25年2月、3月に使用した水道料金・下水道料金2,531,183円について未払金として計上がなされていなかった。平成24年度に帰属する支出については未払金として処理すべきである。

平成26年3月17日開催の理事会において会計処理規程を改正し、翌年度の4月10日までに使用期間が完了した取引を当年度の費用とすることとし、平成25年度決算から実施した。(都市整備課)

(2) 会計帳簿の保管について

総勘定元帳を閲覧したところ報告数値と一致していないものが保管されていた。これは、監事の監査等に伴い修正がなされているが、修正前の資料から差し替えがなされていなかったためである。会計帳簿の保管については、最終版のものを保管するよう徹底すべきである。

会計帳簿の適正な保管について職員に周知し、適正に実施している。(都市整備課)

(3) 共通管理費の按分について

本部経費について各事業に按分を実施しているが明確な按分方法が定められていない。各事業部門の適切な損益が把握できるよう、明確な按分基準に基づき每期継続的に実施していくべきである。

適正な按分を行うための基準を整理し、平成27年度から適用していくこととした。(都市整備課)

(4) 遊園機械の保守点検管理について

遊園機械の保守点検は、毎日の業務点検及び業者による保守点検業務が3か月に1回実施されている。これらの点検で異常事項について逐一対応しているが、その対応状況の管理は担当者がメモ書きにより把握しているのが現状である。

保守点検での異常事項や対応状況についての履歴を一覧にまとめ、全体で情報共有できるようにしていくことが望ましい。

保守点検での異常事項や対応状況に係る情報共有について職員に周知し、適正に実施している。(都市整備課)

(5) 総合運動公園の指定管理者制度について	<p>現在、平成34年県での国体開催に向けて、西川田県有地（元宇都宮競馬場）を含めた施設の再開発計画の検討がなされていることから、非公募による指定管理者制度を導入している。</p> <p>総合運動公園の再開発整備が進んだ段階においては、非公募の事情がなくなることから公募による指定管理者制度への移行が望ましいと考えられる。</p>	<p>当該施設の指定管理者の選定については総合スポーツゾーンの整備が進んだ段階では公募にする予定である。（都市整備課）</p>
3 みかも山公園		
(1) 協賛品の受贈益の計上漏れについて	<p>協賛品の雑収入120,000円と催事費120,000円をそれぞれ計上すべきである。</p>	<p>平成26年度から、協賛品については、雑収入と催事費に計上している。（都市整備課）</p>
4 那須野が原公園		
(1) 固定資産の減損について	<p>グルーピングの方法にもよるが、那須野が原公園のプール事業（一般会計）は赤字となっており、公園事業特別会計（収益事業）と合わせても黒字とはならず、減損の兆候が見受けられる。有形固定資産及び無形固定資産については、新公益法人会計基準に基づき、減損会計の適用を検討すべきである。</p>	<p>不動産鑑定士の意見をもらい、減損の要否について検討することとした。（都市整備課）</p>
5 日光だいや川公園		
(1) 委託販売手数料の未収計上について	<p>収益事業等会計に区分されている委託販売事業については、公園内の飲食店の運営を委託しており、当該飲食店の売上高の一定割合を販売手数料として計上している。業務委託契約書によれば、委託料は毎月月末締めで翌月に精算されることとなっており、同時に財団の手数料収入も確定することになるが、財団の収入計上は現金主義で行われており、飲食店の3月分売上高に対する手数料収入が4月に計上されている。</p> <p>同様に委託自動販売機事業についても、公園内に設置された自動販売機に係る販売手数料収入が、現金主義により1ヶ月遅れで計上されている。質問の結果、現金主義で収入を計上しているのは、販売手数料の確定が翌月末近くになり年度末には決</p>	<p>平成25年度決算から、全公園において、年度末の収入について発生主義により未収計上することとした。（都市整備課）</p>

算に反映させることが間に合わないためであるとのことであった。一方で、担当者によっては同様の販売手数料を発生主義で計上している公園もあり、財団内でも処理が統一されていないとのことであった。

決算期末となる3月分だけは、業者に依頼する等して通常の月よりも早く手数料を確定させ、決算時に未収計上することが望ましい。それが不可能であれば、金額的重要性を鑑み、内規により金額を定めて一定金額以上の場合にのみ未収計上を行うといった対応も検討すべきである。

いずれにしても公園ごとに処理が統一されていないことは問題であり、財団内で発生主義による処理方法を定め、それに沿って運用すべきである。

6 とちぎわんぱく公園

(1) 現金及び普通預金補助元帳のマイナス残高について

補助元帳を通査したところ、現金及び普通預金勘定で、通常発生し得ない残高のマイナスが散見された。質問の結果、平成24年度に新公益法人会計システムへ移行した当初、会計単位間の入り繰りが発生し、残高がマイナスとなってしまったとのことであった。平成25年度においては改善されているとのことであるが、適切な記帳を行うべきである。

新会計システムへの移行により生じた会計間の入り繰りについては、平成25年度中に修正し、平成25年度以降は、適切に実施している。(都市整備課)

(2) 消費税課税区分の誤りについて

遊戯施設等事業の事業費のうち燃料費支出について、補助元帳を査閲し、消費税計算書と突合したところ、本来消費税の課税対象外となる軽油税5,714円が、課税仕入取引として処理されていた。

財団の補助元帳上では、仕訳ごとの課税区分が表示されないことから、仕訳入力時に課税区分のダブルチェックを行うとともに、決算時には消費税計算書上の課税区分ごとの金額が正しいかどうかを、補助元帳を出力した上で再度確認することが必要である。

補助元帳に仕訳ごとの課税区分を表示するよう、平成25年度から会計システムを改修し、仕訳入力時の消費税区分に誤りが出ないように改善した。(都市整備課)

(3) 委託販売手数料について

収益事業等会計に計上されている委託自動販売機収入について、補助

手数料の計算や入金の確認作業の適正化について職員に周知し、

元帳を通査したところ、平成23年11月分から平成24年5月分まで（ただし平成24年1月分については手数料の対象となる売上なし）の不足分として、69,736円が計上されていた。

これは、ある業者が公園内に設置した複数の自動販売機のうちの1台について入れ替えが行われた後、その業者が手数料率の登録を誤り、契約の手数料率よりもかなり低い手数料率で手数料が計算され、支払われていたことに起因する。財団では次年度予算の作成に際し、この自動販売機を設置した業者からの手数料収入がいつもより少ないことに気が付き、調査した結果、当該事実が判明したとのことであった。

委託販売手数料が正しく入金されているか否かは、本来毎月確認すべきであり、もしそれが実務上困難であれば、サンプルベースもしくはローテーションベースで確認を行うべきである。また、業者の変更や自動販売機の入れ替えがあった場合には、少なくともその分については、変更や入れ替え後の手数料が正しいかの確認を行うべきである。

なお上記不足分のうち、平成23年11月分から平成24年3月分の不足分26,093円については前年度分であるため、厳密に言えば、正味財産増減計算書上は前期損益修正益として経常外収益に計上すべきである。

適正に実施している。（都市整備課）

(4) 福利厚生費支出の按分について

公園の勤務者を対象に研修旅行が行われ、その費用が収益事業会計の収1：遊戯施設等事業と収2：販売事業に計上されている。当該研修旅行は、その途中で2コースに分かれているため、本来であればコース別の参加人数等を基準として、研修旅行全体の金額を収1と収2に按分計算を行うべきところ、2コースのうちの片方のコースにおける訪問先施設の入場料の金額が、たまたま収2の予算計上額と同一であったことから、その入場料の金額をもって収2の費用として計上している。

費用の計上は、予算額によってではなく、実際の発生額を適切な基準

適正な按分を行うための基準を整理し、平成27年度から適用していくこととした。（都市整備課）

により按分した金額をもって行うべきである。

7 井頭公園

(1) 小破修繕の措置について

指定管理者の協定では、見積額100万円未満の修繕（小破修繕）は指定管理者の責任となっているが、未措置の案件が32件ありすみやかに修繕する必要がある。

指定管理者制度では、協定の仕様書により受託事業毎の決算が義務付けられているため、公園間の資金の融通ができない。仕様書の縛りにより公園毎の収支は明瞭となるが、本当に必要となる修繕措置に資金が効率的に廻せない欠点がある。しかし、現状そのような制度となっている以上、小破修繕は協定書に基づけば指定管理者に修繕の義務があり、法人会計から資金を融通してでも修繕を実行する義務がある。また、小破修繕のために施設単位で慢性的な資金不足が生じるようであれば、そのような事態は指定管理料の見直しの問題と考える。一方、県も予算を抑えることだけに力点をおくと、財団から初期修繕の正しい情報が入って来なくなり、却って将来的に大規模修繕を招く結果になることに配慮しなければならない。

(2) 大規模修繕の責任について

井頭公園の大規模修繕の積み残しは、24件存在している。指定管理者制度において利用料金制を採用している場合、施設の修繕、更新は利用料金を左右する重要な要素である。利用料金の積算は、指定管理公募時の施設状況により算定されているのであるから、その後の施設の毀損・破損の状況は、積算の前提を違えることになる。県は、積み残しの大規模修繕に対して計画的な修繕を行い指定管理者の運営上支障のないよう措置を講じられたい。

平成17年度以前の管理委託制度時は、利用料収入や収益事業による財源を県の負担である県有施設の大規模修繕にも振り向けていたが、指定管理者制度導入後は、財団の独自施設（とちのきファミリーランドの遊

当該施設の施設の修繕については、県と指定管理者で安全点検を実施し、修繕箇所・方法・時期等について共通認識を持った上で、工種合計額が、一定額以下の場合、指定管理者の負担で修繕することとする。（都市整備課）

当該施設において必要な大規模修繕については、優先順位を定め、県が施設の健全化に努めていく。（都市整備課）

具)の更新投資資金を確保することが優先されるため、施設整備積立資産として資金を留保している事実が鮮明になっている。指定管理者制度を採用した以上、県有施設の修繕措置は以前の管理委託制度時のような曖昧さがなくなり、指定管理者の利用料金収入にも影響を与えることから、今まで以上に県の責任は重大になる。

8 日光田母沢御用邸記念公園

(1) 現金管理について

決算における現金調書では、売店売上金の3月31日分は、86,980円となっているが、売店のレジで出力しているレジシートの記録は83,380円となっており、3,600円の差異があった。レシートを紛失したためであり、今後は適切な管理に努めるべきである。

レジレシートの適切な管理について職員に周知し、適切に実施している。(都市整備課)

Ⅲ 公益財団法人とちぎ男女共同参画財団

1 概要

(1) 注記等の表示について

財務諸表に対する注記等について、「公益法人会計基準の運用指針」(平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会)に則していない表示(基本財産等の財源内訳の記載漏れや、同指針にはない次期繰越収支差額の記載等)が散見された。

同指針の「1.設定について」に記載されているとおり、「公益法人制度のもとで、法人運営の適切な状況を広く法人の関係者に伝えるため」同指針に則った表示を行うべきである。

平成25年度決算から、指摘のあった注記等について指針に沿った表示をしている。(人権・青少年男女参画課)

(2) 会計規程の改訂について

公益財団法人への移行に伴い、平成24年度以降、財団は、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の3つの会計区分を設けている。

しかし、公益財団法人とちぎ男女共同参画財団会計規程第5条は「財団の会計は、一般会計と特別会計とし、特別会計は業務遂行上必要がある場合に理事会の承認を得て設けるものとする。」となったままであり、

指摘の項目について、平成26年4月に会計規程を改正し、財団の会計を公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計とした。(人権・青少年男女参画課)

	<p>旧財団法人当時から改訂されていない。実態に合わせ、会計規程を変更すべきである。</p>	
<p>(3) 特定職員の期末手当について</p>	<p>財団の特定職員に期末手当が支給されているが、現状の職員給与規程では期末手当の定めがないため、規程外の支給となっており、規程を変更すべきである。</p>	<p>指摘の項目について、平成25年10月に職員給与規程を改正し、特定職員に支給する給与の種類に「期末手当」「勤勉手当」を追加した。(人権・青少年男女参画課)</p>
<p>(4) 法人税等の計算</p>		
<p>① 収益事業の課税所得計算について</p>	<p>収益事業の税金計算において、財団の決算による法人会計の収益・費用を公益目的事業会計、収益事業等会計に配分した上で、収益事業の所得計算をしているが、法人会計の収支を再配分する必要性があるのか疑問である。</p> <p>財団の決算では、指定管理の委託料を公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計に分けて計上しているため、法人会計の収支を公益目的事業会計、収益事業等会計に再配分している。</p> <p>しかし、法人会計の指定管理受託事業収益は、下記の規定「委託料上限額の積算根拠について」により客観的に定まるものであり、県の示した算出根拠に従ったもので財団が任意に決めた金額ではない。また、委託料の公益目的事業と収益事業への区分は、公益認定の際に使用した平成23年4月から8月までの施設の使用実績に基づく面積割合を使って分けている。指定管理者契約に基づき金額が個別に定まっているものではなく、区分のための絶対的な基準があるわけではない。</p> <p>法人税法上の収益事業の課税所得計算に際し、法人会計の収益費用をすべて再配分する方法に変えて、財団の決算より確定した収益事業等会計の当期一般正味財産増減額をそのまま利用することは問題ないものとする。税務問題であるため、管轄税務署に問い合わせた上で処理を検討すべきである。</p>	<p>顧問税理士を通じて税務署に確認し、公益認定法と税法との整合性を図るため、再配分は必要であるとの結論となった。(人権・青少年男女参画課)</p>
<p>② 他会計振替</p>	<p>公益法人等のみなし寄付金について</p>	<p>平成25年度決算では、公益認定</p>

<p>額（みなし寄付金）について</p>	<p>て、平成24年度は法人税等の計算上不利な方法を採用しているが、収益事業等の利益の100%まで繰入れることが可能である。</p>	<p>法を所管する文書学事課に相談の上、収益事業等の収支の状況に応じた最適な額を繰り入れるなど、適切な振替方法を採用している。今後とも適正に処理する。（人権・青少年男女参画課）</p>
<p>(1) 指定管理者制度の中の利用料金制について</p>	<p>指定管理委託料は、利用料金収入見込額を控除して積算されており、指定管理者にとって有料料金の貸出しを一定額維持しなければならない制度となっている。</p> <p>一方で財団では、公益目的の利用の場合は料金の減免を行っているため、公益目的の利用を優先すると、収入が減ってしまうことになり、利用料金制と減免措置の組み合わせは、本来の目的（公益目的）のための施設利用を阻害する要因になる。</p> <p>しかし、利用料金制度を廃止することは、指定管理者に対する動機付けが無くなるため、利用料金制度を維持しながらも、公的目的事業に伴う減免制度による財団負担部分を、委託者である県が肩代わりする等の対策が必要である。</p>	<p>指定管理委託料は、上限額の積算の際に、必要経費見込額から利用料金収入見込額（過去の実績、減免適用分も考慮）を控除して算出している。（人権・青少年男女参画課）</p>
<p>2 公益目的事業会計</p>		
<p>(1) 貯蔵品の計上について</p>	<p>情報誌や啓発冊子などの印刷物については、期末時点で在庫数量があるにもかかわらず、会計上、資産として計上されていない。実地棚卸を行って期末時点での数量を確定させた上、適正な単価を乗じて、貯蔵品等の科目により資産計上すべきである。なお、3月末時点の在庫金額を試算したところ、約301千円であった。</p> <p>印刷物の他にも、貯蔵品等の科目により資産計上すべき、コピー機のトナー等の事務用品在庫を保有している。これらについては、平成24年度末の在庫金額は不明であるが、今後は、重要性に鑑みて資産計上の要否を検討する必要がある。</p>	<p>指摘の項目について、平成26年4月に会計細則を改正し、事務的消耗品等で一定額未満のものは貯蔵品としないこととした。平成25年度決算から同細則に基づき、適正に貯蔵品等を資産計上している。（人権・青少年男女参画課）</p>
<p>3 収益事業等会計</p>		
<p>(1) 貸館の利用率について</p>	<p>「とちぎ男女共同参画センター」という施設名称や、施設利用案内の</p>	<p>平成26年4月に作成した施設利用案内の表紙に新たにPR文を掲</p>

	<p>リーフレットに記載されている設立趣旨等から、利用目的は男女共同参画を目的とした活動に限られると一般利用者に誤解されている可能性は高い。</p> <p>今後は、そのような誤解を払拭するためのPR活動にも力を入れる必要がある。</p>	<p>載したほか、パーティのホームページを各研修室等の写真や情報量を増やすなどリニューアルした。</p> <p>(人権・青少年男女参画課)</p>
<p>(2) 減免制度の利用率について</p>	<p>一般利用者で平成24年度の一年間に減免制度を利用した団体数は19団体に過ぎず、減免制度が十分に周知されているとは言い難い状況である。</p> <p>施設利用案内のリーフレットへの掲載や受付窓口での掲示等により、減免制度のより一層の周知を図ることが望ましい。</p>	<p>平成26年4月からリニューアルしたホームページに減免制度について掲載するとともに、受付窓口で減免適用事例の説明や資料配布を行っている。(人権・青少年男女参画課)</p>
<p>(3) 故障中の機器の修理について</p>	<p>3階のパフォーマンススタジオ横のラウンジにランニングマシン等の運動機器を利用できるスペースがあり、そこにマッサージチェアが1台設置されているが、故障したまま数年間放置されている。早急に廃棄も含めた対策を講じる必要がある。</p>	<p>マッサージチェアは修理不能であり、また、利用希望者がほとんどいなかったことから、平成25年11月に廃棄した。(人権・青少年男女参画課)</p>
<p>IV 株式会社日光自然博物館</p>		
<p>1 概要</p>		
<p>(1) 棚卸資産の管理について</p>	<p>会社は、販売する商品ごとに商品受払簿を管理補助簿として作成している。月ごとの受払の計算が正確に行われておらず、また、大量の棚卸しの所在不明があったがその分析もされていない。記入の方法も担当者ごとにバラバラで、記号等が記載されているがその内容も不明である。年度末に商品受払簿の締め切りも行われていない。</p> <p>会社は、適正な商品受払簿を作成し管理を適切に行うべきである。また、行方の分からない棚卸資産の原因分析を行い、適切な対策を講じるべきである。</p>	<p>監査結果を踏まえ、棚卸資産の管理状況の再確認・分析を行った上で、平成26年度から、(株)日光自然博物館で定めている商品受払簿の様式を改正するとともに、適切な事務処理と棚卸資産の適正管理を行うこととした。(自然環境課)</p>
<p>(2) 貯蔵品の管理について</p>	<p>切手受払簿が作成され、切手、収入印紙及び葉書とともにファイルが保存されている。切手受払簿(ファイル)中に現金950円が入っていた</p>	<p>監査結果を踏まえ、平成26年度から、(株)日光自然博物館で定めている切手やはがき等の受払簿の様式を改正するとともに、貯蔵</p>

が、その原因は職員が葉書を私用で使い、負担分を現金で入れていたためである。葉書については、実際有り高と切手受払簿とに差異があるが原因は不明である。年度末に切手受払簿の締め切りもされていなかった。

職員の私用による切手等貯蔵品の使用を防止し、年度末に切手の実査、管理簿の締め切りを行う等所蔵品の適切な管理を行うべきである。

(3) 制服作成に係る経費について

平成24年度決算書上、職員の着用する制服代金379,260円が販売費に計上されている。この職員の着用する制服は平成25年度から使用開始しているが、会社は資産(貯蔵品)計上していない。平成24年度の決算書上貯蔵品を計上すべきである。

品を適正管理するため、総務部において一括管理とするよう改めた。(自然環境課)

監査結果を踏まえ、平成25年度から、貯蔵品として決算処理することとした。(自然環境課)

(4) 試供品や協賛品の売上計上について

会社が協賛品として提供する商品や交際費等として利用する商品が、売上げとして計上されている。この会計処理により計上された平成24年度の総額は、584,675円である。

売上高については消費税法上の付加税売上高として計上されており、消費税額の計算に影響はない。

本来、試供品や協賛品の目的で提供する商品は売上とすべきでなく、他勘定振替として売上原価から控除項目として表示すべきである。

監査結果を踏まえ、平成26年度から、適正な勘定科目に計上することとした。(自然環境課)

(5) 中禅寺湖ボートハウスの箇所改善について

会社は、中禅寺湖ボートハウスの管理業務を行っている。ボートハウスの場所は、車で日光いろは坂方面から国道120号線を群馬県方面に向かう大きな左カーブの途中にあり、手前に標識等の設置も見にくく場所も分かりづらい。

観光シーズンには園内のベンチも不足する。さらに、ボートハウス2階ウッドデッキから落ちる雨水で、1階には常に藻が映えた状態で滑りやすく危険である。

ボートハウスは、第二次世界大戦後GHQが保養を目的に建てた歴史ある建物である。県は、これら不便な点を改善し、ボートハウスがより一層の観光拠点となるよう広報活動

監査結果を踏まえ、平成26年度から、ボートハウス場所について、HPやチラシ等で更に周知を図った。また、施設を点検し必要箇所については改善するとともに、藻が生えた所は定期的に清掃している。今後とも引き続き利用者の利便性の向上と利用促進を図っていく。

なお、ベンチについては、必要に応じ調整を行っていく。(自然環境課)

と利用促進を図るべきである。

(6) 退職給付引当金の計上誤りについて

退職給付引当金は、平成23年度の財務諸表上、本来昇級前の基本給を基礎に算定すべきところ、昇級後の基本給を基礎に算定されていた。このため、平成23年度の貸借対照表上、退職給付引当金が1,080千円過大に計上されていた。平成24年度では、昇給前の基本給を基礎に算定されており、退職給付引当金期末残高は適正に計上されているが、損益計算書上、退職給付引当金繰入額（販売費及び一般管理費）が1,080千円少なく計上されていた。
各事業年度ごとに適正な退職給付引当金の計上を行うべきである。

監査結果を踏まえ、平成25年度から適正に処理している。（自然環境課）

(7) 随意契約で行われる業務委託について

会社が随意契約により外部委託をしている委託業務は、数年間同じ事業者が請け負っており、委託業者が作成する設計書は、単価と業務内容が毎年同一である。
県の所管課によると、「会社は、地域との連携を含めた奥日光地域の活性化のための取組を行うため、地元の組合・企業等との連携を図り雇用促進等の活性化を図ることとし、地元との関係企業や組合との随意契約についてはやむを得ない」としている。
地域との連携を含めた奥日光地域の活性化を優先し、随意契約を容認し続けるなら、競争原理が働かず、地元の組合や企業が会社に依存し続けることになる。
今後、随意契約による業務委託のあり方を検討すべきである。

会社設立の経緯から、地域との連携を図り奥日光地域の活性化のために地元組合や企業と随意契約による外部委託はやむを得ないものとする。

なお、平成26年度の契約に当たっては、委託内容及び委託金額について検討・精査を行い、単価の見直し等により委託金額の縮減を図った。引き続き業務内容の精査や経費削減に努めていく。（自然環境課）

(8) 委託金額の削減について

多くの業務委託金額が据え置かれたままで、経費削減がされていない。県は、「経営5カ年計画」を策定し経費削減に取り組んでいるが、随意契約で行われる業務委託は過去3年間同額で委託され、経費削減努力が見られない。業務委託に際して入手する設計書の内容及び単価が毎年同じで、設計書入手と検討手続きが形骸化している。過年度

平成26年度の契約に当たっては、委託内容及び委託金額について検討・精査を行い、単価の見直し等により委託金額の縮減を図った。引き続き業務内容の精査や経費削減に努めていく。（自然環境課）

の実績や他社の単価計算等を考慮し、業務内容の必要性判断や経費削減が出来ないか検討すべきである。

(9) 自然解説員による手作りの展示について

展示物の多くが開設時に設置したもので古さを感じる。そのような中で、華厳の滝の写真中に実物の人間の大きさを縮小して貼り付け、滝の大きさを実感してもらう等解説員の手作り展示が多数あった。

博物館のエントランスホールには自然情報センターがあり、自然解説員が常駐し来館者に奥日光の自然に関する最新情報を伝え、情報発信を行う等の対応を行っている。表示している奥日光の地図は、男体山の標高が更新されたものが手書きで修正されており、廃止されたロープウェイがテープで消されている。自然解説員自らが鹿の骨や動物の毛皮を収集展示し、観覧者の手に触れられるようにしている。

実際にこれらの展示は、小学生等の観覧者に好評である。往査した平成25年10月4日は、朝から雨が降っているにもかかわらず多くの小学生が実際に手に触れ、自然解説員に多くの質問をしていた。

経費削減要請の中で、解説員が経費をなるべくかけない様に自作展示し、一方で観覧者に満足を与えるようにしており、日頃の努力を感じる。これらについて、今後もより一層の努力が望まれる。

博物館内の展示については、自然解説員による手作りのものも含め、創意工夫した展示や企画展の開催に努めている。(自然環境課)

2 損益会計

(1) 協力金収入の資金用途について

協力金収入は、維持費や修繕費等のサービス向上及び事業内容の充実を図る用途で使用されるものであるが、平成24年度末で協力金収入に伴う繰越金が11,931,023円ある。

当該施設の所有者は県で広い意味で公の施設であり、基本的に10万円以上の修繕費等は県が負担していることを鑑みるのであれば、当該資金の余剰分は県民に還元すべきものである。

資金用途がないのであれば、普通預金として寝かしておくのではなく県民に還元する使い方を検討する

監査結果を踏まえ、協力金については、施設の維持管理・修繕・利用の促進等県民サービスの向上のための経費として使用するよう有効活用していく。(自然環境課)

	等、資金の有効活用に努めるべきである。	
(2) 予算実績の把握について	<p>会社は「経営5か年計画」を基本方針としながら経営基盤の強化を図っている。しかしながら、事業年度ごとの予算が作成されておらず、予算実績管理が厳密になされていない。また、部門別会計制度が構築されているが細かく細分化された設定となっており、その集計業務自体に焦点がいており管理として有効活用されていないのが現状である。</p> <p>「経営5か年計画」に沿った年次予算の作成や部門別の目標設定及び予算実績を把握するために部門別会計の有効活用（場合によっては集計単位の見直し等）を図っていくべきである。</p>	<p>監査結果を踏まえ、平成27年度から経営5か年計画に沿った年次計画予算を作成するとともに、各年度において部門別会計を基本とし、主要事項等の予算書を作成する。（自然環境課）</p>
(3) 発生主義会計への対応について	<p>法定福利費（社会保険料）の処理について、平成22年度に発生主義への対応を実施しているが平成23年度より現金基準での処理に変更されている。従来実施されていた発生主義へ戻すべきである。</p> <p>また、賞与引当金の計算において社会保険料相当額が考慮されていないので、計算に反映させるべきである。</p>	<p>監査結果を踏まえ、平成26年度から発生主義に改め、適正に処理することとした。（自然環境課）</p>
(4) 東京電力からの賠償金について	<p>平成23年12月～平成24年3月分の賠償金収入5,751,480円について平成24年度の雑収入として会計処理がなされている。前年度の期間の収入であり適切な経常利益を把握する観点から前期損益修正益として処理すべきである。</p> <p>また、当該収入が平成24年度に計上された経緯が、賠償請求に係る事務処理の遅延によることから適切な損益計算が実施できるよう迅速な事務処理対応を徹底していくべきである。</p>	<p>監査結果を踏まえ、適切な計上とするため、迅速な事務処理に努めている。（自然環境課）</p>
(5) 計算根拠資料の保管について	<p>賞与引当金や退職給与引当金等の処理については、基礎情報を顧問会計事務所に提示し会計処理の指導を受けている。しかしながら、その計算根拠資料については顧問会計事務所で保管されており、会社では管理</p>	<p>監査結果を踏まえ、平成26年度から、計算根拠資料を保管し、内容の把握と管理を行っていくこととした。（自然環境課）</p>

がなされていない。決算をするにあたり、計算根拠資料を入手してその内容の把握及び管理を実施していくべきである。

V 公益財団法人栃木県体育協会

1 概要

(1) 栃木県射撃場の減損について

財団は、栃木県射撃場（栃木県宇都宮市新里町乙1067）のクレー射撃場建物及び関連設備を保有する。栃木県射撃場は、平成16年10月1日より休業し、平成20年度より減価償却費を計上していない。休業から10年近く経過し機材等の利用は不可能なものが多く、今後の利用見込みは不明である。公益法人会計基準では、有形固定資産の減損を規定しているが体育協会は適用していない。有形固定資産の減損の適用を検討すべきである。

クレー射撃場に係る有形固定資産の減損の適用については、今後の射撃場管理事業の方向性を見据え、検討する。（スポーツ振興課）

(2) 貸借対照表総括表の作成について

財団は、平成23年度まで貸借対照表総括表を作成していたが、平成24年度より作成していない。このため収益事業用の資産負債と公益事業用の資産負債が表示上明確でない。収益事業の利益の50%以内繰入れの場合は義務付けされていないが、貸借対照表総括表を作成すべきである。

監査結果に基づき、平成25年度決算から貸借対照表内訳表（公益法人会計基準により内訳表となった）を作成した。（スポーツ振興課）

(3) 賞与引当金の計上について

財団は、職員へ支払う賞与について現金主義に基づき費用計上し、賞与引当金の計上を行っていない。職員へ支払う賞与は、12月2日から翌年5月31日を支給対象期間とし、6月に支給される。6月に支給される金額を合理的に見積もり、12月2日から決算日までの期間に負担する金額を引き当て計上すべきである。また、引当金繰入額は、公益事業と収益事業に分けて負担させるべきである。

監査結果に基づき、25年度決算から、翌年6月に支給される金額を合理的に見積もり、当事業年度負担額を賞与引当金として公益事業と収益事業に分けて計上した。（スポーツ振興課）

(4) 有形固定資産の収益事業分の貸借対照表計上について

建物（スポーツ会館）の一部は、収益事業に利用されている。しかし、税務申告書に添付されている貸借対照表上、収益事業に使われる固定資産が計上されていない。減価償却費については振替計上により収益事業

監査結果に基づき、平成25年度決算から建物（スポーツ会館）の一部を収益事業の固定資産として計上した。（スポーツ振興課）

に計上されている。

収益事業として利用する固定資産が適切に貸借対照表上計上されていないと収益事業の財務内容を適切に示さない。建物（スポーツ会館）の一部は、収益事業の貸借対照表上固定資産として計上すべきである。

(5) 退職給付引当金の計上誤謬と収益事業への負担について

(i) 退職給付引当金は、平成23年度に約2,201千円の積立不足があり、平成24年度にも約2,200千円の積立不足がある。每期自己都合による退職金の見積額を適正に引き当て計上すべきである。

(ii) 退職給付引当金繰入額（費用）について、正味財産増減計算書上、収益事業への負担額分が計上されていない。収益事業への負担を適正に見積もり負担額分を計上すべきである。

監査結果に基づき、平成25年度決算から、退職給付引当金の自己都合所要額を適正に引当計上することとした。

収益事業の負担分については、今後生じた際に計上する。（スポーツ振興課）

(6) 栃の葉国体スポーツ振興基金取崩について

栃の葉国体スポーツ振興基金59,830千円が、平成23年3月25日及び平成23年5月27日の理事会承認を経て取り崩され、整備等積立金12,317千円、退職金支払準備資金27,860千円及び県派遣職員経費等の支払19,653千円に充てられている。

振替えられた退職金支払準備資金27,860千円の内容は、平成24年度末に在職するプロパー職員8名それぞれが定年まで在職したと仮定し、各8名が定年退職時に不足する退職金財源を平成24年度末で確保したものである。

これとは別に退職給与引当資産は、プロパー職員8名が自己都合で退職した場合に必要とされる資金を確保したものであり、対応する退職給与引当金110,974千円は、積立不足額2,200千円はあるが負債の部にほぼ満額引当金計上され、特定資産上も退職給付引当資産が同額留保されている。

栃の葉国体スポーツ振興基金の目的は、県民健康増進と連帯活力にあふれた県民育成をめざしたスポーツ活動の日常化にあり、基金運用による果実をこれら目的のために使用することにある。

退職金支払準備資金については、退職金支払に使用しないこととし、今後の事業費に充当するため、平成25年度決算において、全額を整備等積立金に積み替えした。（スポーツ振興課）

栃の葉国体スポーツ振興基金の取り崩しは、理事会決議承認を経ているが、退職金支払準備資金への振替は、上記の目的よりもいまだ確定していない定年退職に伴う職員の人件費を優先したものであり合理性を欠いており、今後検討すべきである。

(7) 預金の残高証明書との差異について

法人税申告書に添付されている貸借対照表では、収益事業に使用されている銀行預金口座の貸借対照表計上額と残高証明額に差異があった。発生原因は不明である。原因を明確にし、収益事業に使用される預金口座を実態に合わせるべきである。

差異については、会計通帳間の資金移動が遅れたため生じたものである。

平成25年度決算から収益事業に使用する預金口座の残高証明書の金額と貸借対照表計上額を合わせた。(スポーツ振興課)

2 公益目的事業会計

(1) 公1：スポーツ振興事業会計

① 「県体協だより」に係る収益・費用の計上区分について

財団では、年に3回「県体協だより」という20ページ前後の広報誌を発行し、加盟団体や県内の学校、スポーツ少年団等に配布している。この広報誌の発行に係る費用(年間で約388千円)及び広報誌に掲載される広告に係る収入(160千円)は、すべて公1のスポーツ振興事業会計に計上されている。

広報誌の記事としては、国体における栃木県選手団の記録やスポーツ少年団の行事予定、また今市青少年スポーツセンターや収益事業として管理・運営を行っている栃木県体育館の利用案内等も含まれていることから、「県体協だより」に係る収益・費用を、すべて公1のスポーツ振興事業会計に計上することは適切ではないと考えられる。

移行認定申請時に指導機関と十分に協議し公1に区分したものではあるが、ページ数に応じて各会計区分に按分計上するか、もしくは財団全体の広報誌であるという位置付けから、総額を法人会計に計上することを検討すべきである。

県体協だよりの公益収益の区分については、移行認定申請時に担当部署と十分に協議し、栃木県公益認定等審議会の答申を経て認定したものである。(スポーツ振興課)

② 栃の葉国体記念健康マラソン大会に係

毎年開催している栃の葉国体記念健康マラソン大会に係る費用の支出先が、特定の1業者に集中している。

栃の葉国体記念健康マラソン大会については、大会ロゴマークの著作権の取り扱い及び大会計測業務

る業者の選定について

当該業者に対する支出は随意契約で行われている。理由としては、記録・着順の計測方法として計測用リグ（大会出場者のゼッケンの裏に付けるICタグで、これにより自動的に所要時間を計算することが可能となる。）による時間計測システムを導入した当初は、同様のシステムを有しているのが当該業者のみであったことと、同システムを導入した大会において、大会のロゴマークを当該業者に作成してもらったために、著作権の関係もあり大会ロゴ入りの参加賞やスタッフ用ジャンパー等については、当該業者に発注せざるを得ないとのことであった。

随意契約ではなく競争入札により業者を選定すべきである。

等の契約方法の見直しについて、今後検討する。（スポーツ振興課）

③ 事業費の科目間の入り繰りについて

栃の葉国体記念健康マラソン大会に係る費用のうち、ナンバーカード（出場者がつけるゼッケン）代金は消耗品費勘定で、また所要時間や順位等の計測業務の委託料を委託料勘定で計上している。請求書の内訳を確認したところ、消耗品費勘定に計上されているナンバーカード代金のうち、本来は計測業務委託料として委託料勘定に計上すべきものが270千円含まれていた。また逆に、委託料費勘定に計上されている計測業務委託料のうち、本来はナンバーカード代金として消耗品費勘定に計上すべきものが115千円含まれていた。結果として、消耗品費が154千円だけ過大に、また委託料が同額だけ過少に表示されている。回議書上、ナンバーカードの作成については、純粋にナンバーカードの代金のみを消耗品費とすることで事前に決裁を受けている。会計処理についても回議書に添った形で、純粋にナンバーカードの代金のみを消耗品費として計上すべきである。

栃の葉国体記念健康マラソン大会のナンバーカードに係る経費については、内訳を精査した上で、平成25年度から委託料と消耗品費に分けて計上した。（スポーツ振興課）

④ 事前に回議のない費用について

栃の葉国体記念健康マラソン大会に係る費用のうち、手数料勘定に計上されているエントリー手数料493千円については、予算執行伺（経費支出伺）があるものの、回議書は存

栃の葉国体記念健康マラソン大会のエントリー業務については、平成25年度から事前に回議書を作成し、決裁を受けることとした。（スポーツ振興課）

在しない。

エントリー手数料は、実際の申込者数が確定しなければ金額も確定しないという性格をもつ費用ではあるが、他にも同様の性格をもつマラソン大会関連費用があり、それらの費用は事前に回議書での決裁を受けている。エントリー手数料についても、予算執行伺（経費支出伺）のみで支出を行うことは適切ではなく、事前に回議書での決裁を行うべきである。

⑤ 消去すべき
内部取引につ
いて

財団は、スポーツ振興事業の一環として、従来よりヨガやストレッチ等のスポーツ教室を開設しており、また本年度からは「とちぎの子ども元気塾」事業として小学生を対象とするスクールを開催している。こうしたスポーツ教室やスクールの会場として、県体育館（同プール及び弓道場を含む）や今市青少年スポーツセンターを使用しているが、使用に際しては、一般の団体が利用した場合と同額の使用料を各施設に支払っている。こうした支出はいずれも内部取引であるが、正味財産増減計算書内訳表においては相殺消去されず、結果として正味財産増減計算書にそのまま両建てで計上されている。

公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）の注解（注2）によれば、「当該公益法人が有する会計区分間において生じる内部取引高は、正味財産増減計算書内訳表において相殺消去するものとする。」と規定されていることから、当該基準に従って適切に相殺消去すべきである。

⑥ 栃の葉国体
記念健康マラ
ソン大会の継
続開催につ
いて

栃の葉国体記念健康マラソン大会は平成25年で第31回目の開催となるが、平成24年まで1月もしくは2月に実施してきた日程を、平成25年より11月に変更した。この結果、同じ日に県内で行われる他のマラソン大会や各種行事と日程が重なってしまい、参加者がほぼ半分に減少してしまった。

本協会の会計区分間において生じる内部取引については、平成26年度決算から正味財産増減計算書内訳表において相殺消去を行う。（スポーツ振興課）

栃の葉国体記念健康マラソン大会は開催時期を変更して間もないため、今後の大会参加状況等を総合的に判断し、大会のあり方を関係者等とも協議し対応を検討する。（スポーツ振興課）

開始当初は、マラソン大会の数自体もそれほど多くなかったことから、栃の葉国体を記念してマラソン大会を開催することにもそれなりの意義が認められた。しかしながら、栃の葉国体の開催から既に30年以上が経過し、次回の県内での国体開催も予定されていることや、その後のマラソン愛好者数の増加に伴い、各市町等によって開催されるマラソン大会の数が増えたこと、さらには参加者の減少に伴い参加料収入も減少していること等を総合的に勘案すれば、参加料収入を上回る費用をかけてまで公益事業として本大会を継続していく意義が、果たしてどれほどあるのか疑問である。

本大会は栃木県民スポーツ大会のロードレース競技も兼ねて開催されているため、開催を継続しない場合には代替策が必要となるが、それを考慮しても、本大会については開催の継続性を検討すべき時期にきているものと思われる。

(2) 公2：スポーツ少年団育成事業会計

① 消去すべき内部取引について

財団は、スポーツ少年団育成事業の一環として、各種大会や講習会、研修会を開催している。これらの会場として、県体育館や今市青少年スポーツセンターを使用しているが、使用に際しては、一般の団体が利用した場合と同額の使用料を各施設に支払っている。こうした支出はいずれも内部取引であるが、正味財産増減計算書内訳表においては相殺消去されておらず、結果として正味財産増減計算書にそのまま両建てで計上されている。公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）の注解（注2）によれば、「当該公益法人が有する会計区分間において生じる内部取引高は、正味財産増減計算書内訳表において相殺消去することから、当該基準に従って適切に相殺消去すべきである。

本協会の会計区分間において生じる内部取引については、平成26年度決算から正味財産増減計算書内訳表において相殺消去を行う。
(スポーツ振興課)

<p>(3) 公4：今市青少年スポーツセンター事業</p>		
<p>① 全天候型テニスコートの減価償却費について</p>	<p>全天候型テニスコートは平成19年4月以降閉鎖しているが、閉鎖後も毎年259,438円の減価償却費を計上している。遊休資産であるため、減価償却費を計上することは適切ではない。また、非営利法人委員会報告第31号「公益法人会計基準に関する会計指針（その3）」に準拠して、減損の可否を検討すべきである。</p>	<p>全天候型テニスコートについては、平成25年度から減価償却費を計上しないこととした。減損の適用については、テニスコートの存廃と併せて検討する。（スポーツ振興課）</p>
<p>② 業務委託契約書の作成について</p>	<p>昭和59年11月から屋内スケートリンク内の売店業務を外部に委託しており、売店使用料と電気料を毎月受け取っている。平成16年頃までは業務委託契約書を毎年作成していたが、その後は業務委託契約書を作成していないため、今後は作成することが望ましい。</p>	<p>屋内スケートリンク内の売店業務については、平成26年度から業務委託契約を毎年度締結することとした。（スポーツ振興課）</p>
<p>3 収益事業等</p>		
<p>(1) 受取手数料について</p>	<p>スポーツ会館に設置されている飲料水の自動販売機に係る取扱い手数料は、法人会計の収益として扱っているが、収益事業等会計に属する内容である。</p>	<p>スポーツ会館に設置している自動販売機に係る取扱い手数料は、平成25年度決算から収益事業等会計の収入とした。（スポーツ振興課）</p>
<p>(2) 委託料収入・使用料収入について</p>	<p>財団は、栃木県体育館等管理運営事業を移行認定申請時に指導機関と十分に協議したうえで収益事業として扱っているが、財団の目的であるスポーツ振興の中核的な事業であり公益事業として認識すべきである。</p>	<p>栃木県体育館等管理運営事業の公益収益の区分については、移行認定申請時に担当部署と十分に協議し、栃木県公益認定等審議会の答申を経て認定したものである。（スポーツ振興課）</p>
<p>(3) スポーツ会館の受取使用料について</p>	<p>財団の事務局が入居しているスポーツ会館の一面は、事務室5室と会議室兼体育室となっており、体育スポーツ団体及び教育関係団体（スポーツ会館管理運営規則第2条）に貸出している。</p> <p>財団の加盟団体は、スポーツ振興を目的として掲げる公益性を持つ団体であり、その団体の活動を支援することになる施設の貸出し事業は公益要件を満たすと考えられるため公益事業として扱うことが適切である。</p>	<p>スポーツ会館の受取使用料の区分については、移行認定申請時に担当部署と十分に協議し、栃木県公益認定等審議会の答申を経て認定したものである。（スポーツ振興課）</p>

<p>(4) スポーツ会館の敷地に係る取り決め等について</p>	<p>スポーツ会館の敷地は宇都宮市の所有のものであり、昭和53年に県との間で使用貸借契約を結んでいる。また、昭和54年に敷地内にスポーツ会館を建設することについて宇都宮市より承諾を得ている。しかしながら、県と財団の間でスポーツ会館の敷地に係る取り決め等について明確になされていないので、書面等により明らかにすべきである。</p>	<p>スポーツ会館の敷地については、平成26年3月31日付けで敷地が栃木県所有となったため、県有財産使用許可に係る手続きを行うこととした。 (スポーツ振興課)</p>
<p>VI 県における指定管理者制度の整備・運用状況について</p>		
<p>1 指定管理者制度を有効に運営するには</p>		
<p>(1) 県の公の施設に対して、指定管理者を導入するか否かの判断に関する透明性の確保について</p>	<p>現状では、県所有の公の施設に対して、指定管理者制度を導入するか否かの判断は、行政内部のみの判断であり、外部の学識経験者等の意見を求めるべきである。 146の公の施設のうち、指定管理者制度が導入されているのは44施設である。 直営とするには、県の施策やそもそも指定管理になじまない施設等一定の理由はあるが、行政改革の推進という面からは、今後、指定管理者制度の導入施設を拡大する必要があると考えられる。 その際には、指定管理者制度運営の透明性を高めるためにも、外部の学識経験者等が参加する委員会において、どの公の施設に指定管理者制度を導入すべきか議論を行うべきである。</p>	<p>指定管理者制度の導入については、施設ごとの状況に応じ適切に判断しており、近年においても新たな施設への導入を拡大している。(行政改革推進室)</p>
<p>(2) 公募か非公募かの判断における透明性の確保について</p>	<p>現状では、指定管理者を公募とするか非公募とするかの判断は、行政内部のみの判断であり、外部の学識経験者等の意見を求めるべきである。 44の指定管理制度導入施設のうち、公募によるものは32施設である。 非公募とするには、一定の理由はあるが、指定管理者制度運営の透明性を高めるためにも、外部の学識経験者等が参加する委員会において、</p>	<p>指定管理施設の公募・非公募の可否については、施設ごとの状況に応じ適切に判断した上で、議会及び行政改革推進委員会に報告している。(行政改革推進室)</p>

公募、非公募の判断を行うべきである。

(3) 目標の達成度合いの明確化について

公の施設の管理運営状況（県のホームページ）において、県や指定管理者が目標とする利用者満足度の達成状況を明確に把握することができない。利用者のニーズを把握し、満足度を向上させるのは、指定管理者に課せられた責務ではあるが、具体的に測定するには困難な面がある。しかしながら、利用者へのサービス向上を図るには、利用者の満足度を測定しその結果をフィードバックさせる仕組みは必要である。今後、測定のための指標や達成度合いの評価方法についての検討が必要と考えられる。この点については、平成25年度に設置された「栃木県行政改革推進委員会専門部会」の議論に期待するものである。

利用者満足度の達成状況の把握等については、行政改革推進委員会指定管理施設評価専門部会報告書を受け見直しを行い、原則としてアンケートにより利用者満足度を把握するとともに、平成26年度から管理運営状況における5段階評価の実施を行うこととした。（行政改革推進室）

(4) 公募における応募団体数について

単独応募であり実質的に競争原理の働いていない公の施設が多い。「指定管理者制度導入施設一覧」では、公募による32施設のうち応募団体数が1団体のみのもものが19件、2団体のもものが10件、3団体のもものが3件である。事前説明の段階では複数の団体が参加していたとしても、応募の段階で1団体のみでは、実質的に競争原理が働いているとはいえない。一般的に単独応募の場合、指定管理料は上限あるいは、上限に近い価額で決まることとなり、行政コスト削減の効果に限界がある。県の所管課においても、応募団体数が複数となるようにこれまで努力してきたことは認められるが、上記のような現状を考慮すると、さらなる工夫（例えば、応募資格のうち「栃木県内に主たる事務所又は本店を有しているもの」という規定の緩和等）が求められる。

応募者増加策については、これまで、公募期間を延長したり、一部施設において10年を上限として指定管理期間を延長するなどの対応を行ってきたが、引き続き検討していく。（行政改革推進室）

(5) 指定管理者選考における審査について

① 最低応募価額の導入につ

指定管理者の選考については各所管課の担当であるが、審査全体に係

極端に低い応募価額への対応については、現行の選考基準におい

いて

わる改善提案であることから、ここに記載する。審査項目では、応募価額は100点満点中30点程度を配点しており、応募価額の要素は審査の上で大きなウェートを占めている。

応募団体の中には、極端に低い価額で応募してくる団体もあった。応募書類を詳細に検討すると、実現困難な利用料収入を見込んだ設定金額となっていると考えられた。(結果的にこの団体は総点数が1位ではなかったため、指定管理者とはならなかった)したがって、このような団体を排除することは、指定管理者制度を維持するためには必要な措置と考えられる。

ても収支計画等を確認することで、不適切な場合は排除することが可能である。(行政改革推進室)

② 失格要件の導入について

応募団体の財務の状況が債務超過であるとか、応募団体が過去数年以内に重大な法令違反をしていたということがあった場合には、もしこの団体が指定管理者となれば、事業の継続に疑義をもたざるを得ない。したがって、このような団体を排除するためには、失格要件の導入が必要となってくる。

指定管理者の選考については、現行の応募資格要件のほか、公募に当たり、財務諸表等を確認することで、ふさわしい候補者を選定することが可能である。(行政改革推進室)

③ 加算点の導入について

民間事業者ならではの発想や手法を導入し、効果を上げることを一つの目的としている指定管理者制度においては、仕様書を上回るような事業内容や、画期的なアイデアに対し、審査の段階で一定の加算点を導入することも必要と考えられる。加算点の導入により、民間団体も応募する意欲をもつのではないかと考えられる。

現行の選考基準においてもアイデアの新規性等を加味して選考しているが、特色ある応募者の参入を促進する方法の一つとして、加算点導入の可否について、引き続き検討することとする。(行政改革推進室)

(6) 指定管理者からの財務報告について

指定管理者からの報告は毎月各所管課に対し行われているが、財務報告は年に一度の事業報告のみである。

各所管課にとって、指定管理者の財政状況を把握することは重要なことと考えられる。もし、財政状況が悪化している場合には、適切な時期に適切な指導を行わないと、指定管理を受けている業務に支障をきたすこととなる。

したがって、少なくとも四半期に

現行においても、年度毎の事業報告のほか、利用状況や料金収入等についての定期報告及び必要に応じて臨時に経理状況等についての報告を求めることとしており、指定管理者の財務状況の適切な把握に努めている。(行政改革推進室)

一度は、財務状況の報告を求めるべきである。

2 栃木県総合文化センター

(1) 利用者の利便性について

① 特別会議室の低利用率について

特別会議室の利用率は、指定期間を通じて30%未満の低い水準である。

特別会議室は、施設の中の会議室としては最大であり、床暖房の設備と会議室前の広いロビーを備えた豪華な会議室となっている。

このスペースの利用率が30%に満たないのでは、収益の面からもまた施設の有効利用の面からも、もったいないといえる。

現在常設の設備である50席の円卓会議場から、最大200席の教室形式に常設設備を変えることも含めて、利用率増加の方策を検討すべきである。

指摘の設備について、平成26年10月から教室形式を常設化し、併せてホームページ、催し案内、窓口案内等へ掲示し周知を図っている。(県民文化課)

(2) 指定管理者の選考について

① 「栃木県総合文化センター指定管理者公募要領」について

公募要領20その他(3)ネーミングライツについての記載が、強制ではないため、ネーミングライツパートナー契約者からクレームの来る恐れがある。公募要領は「指定管理期間中にネーミングライツパートナー契約に基づく愛称を用いることになった場合は、指定管理者は変更された愛称を使用してください」とお願いする規程となっており、指定管理者が愛称を使用することを強制する規程になっていない。ネーミングライツパートナー契約を締結した相手方からすれば、施設の看板等は愛称に変更されても、指定管理者主催の行事パンフレット等に愛称が使用されないのでは、愛称の周知の効果が薄れることとなり、訴訟事案に発展しかねない恐れがある。

強制する規程に変更すべきである。

当該施設の公募要領におけるネーミングライツに関する記載については、現行でも強制する規定としている。(県民文化課)

② 指定管理者選考委員会の

規程上、過半数以上は外部の学識経験者等となっており、5名の委員

指定管理者選考委員会については、委員の過半数以上を外部学識

人員構成について

のうち3名は外部の委員であり2名は行政側の委員である。

選考過程の透明性を高めるため、選考委員全員を外部の委員とすることも検討すべきである。

特に、県からの派遣者や県のOBのいる団体が応募している場合には、県の職員が委員にいと、たとえその職員が公平な判断をしていたとしても、外部の目からは、公平性に欠けるのではないかと疑いの目で見られる恐れがある。

したがって、応募団体にそのような団体が含まれている場合には、5名の委員はすべて外部の学識経験者等を選任すべきである。

経験者等としているため、現行でも選考過程の透明性は確保されており、今後とも透明かつ公平な選考に努める。

なお、施設の内容等を熟知している県関係者が選考に加わることは、適切な選考を行う上で必要と考える。(県民文化課)

3 栃木県子ども総合科学館

(1) 利用者の利便性について

① 利用者サービスの向上について

この施設の指定管理業務(公益事業)の収支状況はプラスとなっている年度もある。財団としては、期中において収支状況を把握し、収支がある程度プラスとなる期末予測が立ったなら、プラス分を利用者に還元するような方策を考えるべきである。

この事業は公益事業であり、収支差額は基本的にゼロとなるべき事業である。決算を待っている間は、収支がプラスとなったからと言って、当期中における利用者への還元は行えない。

期中において期末の収支を予測することで、追加的なプログラムの実施や、あるいは利用者や潜在的利用者への広報活動等に支出を回すことが可能となり、結果的に利用者サービスの向上につながってくる。

突発的な修理に備えて、支出を抑えるという考え方や他の公益事業の資金充実に充てるという考え方もあるが、当該指定管理事業で得た収益は、その指定管理事業に係わる利用者に還元することを最優先とすべきである。

また、収益プラスの状況であれば、利用料の見直しについても、検討す

公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実を図っている。

なお、子ども総合科学館においては、年間利用券や回数券を導入しており、利用者の利便性の向上を図っている。(県民文化課、子ども政策課)

べきである。指定管理者となつてから、一度も利用料が下がっていないという事実を重く受け止めるべきである。指定管理者制度導入で期待されている効果の一つである利用料の低料金化という効果は全く果たされていない。

指定管理業務の遂行の結果、余剰金が出たからといって、協定にない事業を増やすことや利益の使途について、県が指導することはできないため、この点について所管課による指導は期待できないので、包括外部監査人として、利用者サービスの向上に充てることを強く要請する。

また、収支がプラスの状況であれば、過去の指定管理料の推移からすると指定替えの度に減額している事実からして、次回の指定管理者選考時の指定管理料は、削減されることが推察され、結果的に、利用者サービスより行政コストの削減が優先されることになる。

② 利用者の声について

利用者アンケートを閲覧した結果、概ね良好な意見が多かった。ただし、大人の入場料をもう少し値下げしてほしい、新しいアトラクションや遊具を増やしてほしい、体験コーナーを増やしてほしい、イベントを増やしてほしいといった不満の声はある。上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。

公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実を図っている。

なお、子ども総合科学館においては、年間利用券や回数券を導入しており、利用者の利便性の向上を図っている。(県民文化課、子ども政策課)

(2) 指定管理者の選考について

① 指定管理者選考委員会の人員構成について

2(2)②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。

指定管理者選考委員会については、委員の過半数以上を外部学識経験者等としているため、現行でも選考過程の透明性は確保されており、今後とも透明かつ公平な選考に努める。

なお、施設の内容等を熟知している県関係者が選考に加わることは、適切な選考を行う上で必要と

<p>4 栃木県立とちぎ 海浜自然の家</p>	<p>3 (1)①と同様の理由により、財団においては、利用者還元努めるべきである。</p>	<p>考える。(こども政策課)</p>
<p>(1) 利用者の利便性について</p>		
<p>① 利用者サービスの向上について</p>	<p>3 (1)①と同様の理由により、財団においては、利用者還元努めるべきである。</p>	<p>公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実を図っている。(県民文化課、生涯学習課)</p>
<p>② 利用者の声について</p>	<p>利用者アンケートを閲覧した結果、概ね良好な意見が多かった。ただし、設備関係の不満やプログラムについての要望の声はある。上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。</p>	<p>公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実を図っている。(県民文化課、生涯学習課)</p>
<p>③ 利用率の低下について</p>	<p>利用率が50%を下回っている。このような現状において利用率を回復させるには、潜在的利用者のニーズの把握と広報活動に努める必要がある。この施設の利用者は、原則栃木県内の住民や事業者に限定されているため、利用者は茨城県まで自費で来なければならないというハンデがあるが、逆に考えれば、広報活動等栃木県内だけに限定できるメリットもある。潜在的利用者への広報等はこれまでも行ってはいると思うが、より一層の努力と、魅力あるプログラムの開発に努めるべきである。</p>	<p>利用者が減少する1～3月の利用者獲得のため、高校・大学・団体等のスポーツ合宿の利用ニーズの掘り起こしを図ることとした。また、比較的時間を確保しやすい高齢者(シルバー大学校、老人クラブ連合会など)にも働きかけを行うとともに、魅力あるプログラムの開発に努め、利用率の向上を図ることとした。(生涯学習課)</p>
<p>④ 施設の老朽化について</p>	<p>施設ができてから21年目に入り、施設の老朽化と大規模改修は今後検討すべき重要な課題である。現状のような利用率の低迷が今後も継続するのであれば、施設の廃止も含めた議論が必要と考えられる。</p>	<p>とちぎ海浜自然の家は、海辺での体験活動等を通じた青少年教育や県民に生涯学習期会を提供する施設として大きな役割を果たしていることから、引き続き、必要な改修や利用者獲得のための働きかけを行い、施設の有効活用を図りたい。なお、今後の利用状況等により、必要に応じて議論を行って</p>

<p>(2) 指定管理者の 選考について</p> <p>① 指定管理者 選考委員会の 人員構成につ いて</p>	<p>2 (2)②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。</p>	<p>いく。(生涯学習課)</p> <p>指定管理者選考委員会については、委員の過半数以上を外部学識経験者等としているため、現行でも選考過程の透明性は確保されており、今後とも透明かつ公平な選考に努める。</p> <p>なお、施設の内容等を熟知している県関係者が選考に加わることは、適切な選考を行う上で必要と考える。(生涯学習課)</p>
<p>5 栃木県立なす高 原自然の家</p>		
<p>(1) 利用者の利便 性について</p> <p>① 利用者サー ビスの向上につ いて</p>	<p>3 (1)①と同様の理由により、財団においては、利用者還元に努めるべきである。</p>	<p>公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実を図っている。(県民文化課、生涯学習課)</p>
<p>② 利用者の声 について</p>	<p>利用者アンケートを閲覧した結果、概ね良好な意見が多かった。ただし、施設の備品等の小物や、清掃に対する不満の声はある。上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。</p>	<p>公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実を図っている。(県民文化課、生涯学習課)</p>
<p>(2) 指定管理者の 選考について</p> <p>① 指定管理者 選考委員会の 人員構成につ いて</p>	<p>2 (2)②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。</p>	<p>指定管理者選考委員会については、委員の過半数以上を外部学識経験者等としているため、現行でも選考過程の透明性は確保されており、今後とも透明かつ公平な選考に努める。</p> <p>なお、施設の内容等を熟知している県関係者が選考に加わることは、適切な選考を行う上で必要と</p>

<p>② 「仕様書」記載の事業内容について</p>	<p>「仕様書」に記載する事業内容については、より具体的に記載すべきであり、最低限の事業期間や開催回数等についても可能な範囲において記載すべきである。仕様書に記載されている事業内容が詳細な記述ではないため、応募者からの事業計画も詳細な計画となっていない。</p> <p>このため、指定管理者からの事業報告を受けても、それが「仕様書」の要件を満たしているのかどうかを明確に評価することは困難である。</p>	<p>考える。(生涯学習課)</p> <p>当該施設の仕様書の記載内容については、次回の公募時期までに変更することとした。(生涯学習課)</p>
<p>6 しもつけ風土記の丘資料館</p>		
<p>(1) 利用者の利便性について</p>		
<p>① 利用者サービスの向上について</p>	<p>3 (1)①と同様の理由により、財団においては、利用者還元努めるべきである。</p>	<p>公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の状態に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実を図っている。(県民文化課、文化財課)</p>
<p>② 指定管理者選考委員会の人員構成について</p>	<p>2 (2)②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。</p>	<p>指定管理者選考委員会については、委員の過半数以上を外部学識経験者等としているため、現行でも選考過程の透明性は確保されており、今後とも透明かつ公平な選考に努める。</p> <p>なお、施設の内容等を熟知している県関係者が選考に加わることは、適切な選考を行う上で必要と考える。(文化財課)</p>
<p>7 なす風土記の丘資料館</p>		
<p>(1) 利用者の利便性について</p>		
<p>① 利用者サービスの向上について</p>	<p>3 (1)①と同様の理由により、財団においては、利用者還元努めるべきである。</p>	<p>公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の</p>

<p>(2) 指定管理者の選考について</p> <p>① 指定管理者選考委員会の人員構成について</p>	<p>2 (2)②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。</p>	<p>状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実に努めている。(県民文化課、文化財課)</p> <p>指定管理者選考委員会については、委員の過半数以上を外部学識経験者等としているため、現行でも選考過程の透明性は確保されており、今後とも透明かつ公平な選考に努める。</p> <p>なお、施設の内容等を熟知している県関係者が選考に加わることは、適切な選考を行う上で必要と考える。(文化財課)</p>
<p>8 栃木県総合運動公園</p>		
<p>(1) 利用者の利便性について</p> <p>① 利用者サービスの向上について</p>	<p>3 (1)①と同様の理由により、財団においては、利用者還元にも努めるべきである。</p>	<p>公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の利用状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実に努めている。(都市整備課)</p>
<p>② 利用者の声について</p>	<p>利用者アンケートを閲覧した結果、スタッフに対する不満の声もあるが、概ね良好な意見が多かった。</p> <p>上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。</p>	<p>公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の利用状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実に努めている。(都市整備課)</p>
<p>(2) 指定管理者の選考について</p> <p>① 「栃木県総合運動公園指定管理者公募要領」について</p> <p>② 指定管理者選考委員会の</p>	<p>公募要領のネーミングライツについての記載が、強制ではない。</p> <p>2 (2)①と同様の理由により、強制する規程に変更すべきである。</p> <p>2 (2)②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の</p>	<p>当該施設は非公募のため、公募要領を制定していない。(都市整備課)</p> <p>当該施設は非公募のため、選考委員会を設置していない。(都市</p>

<p>人員構成について</p>	<p>有識者等にすべきである。</p>	<p>整備課)</p>
<p>③ 指定管理者 選考委員会の 人員について</p>	<p>選考委員の1名を「公認会計士」に限定しているが、もっと幅広く人材を求めるべきである。 現状では、選考委員5名のうち1名については、公認会計士に限定している。 外部の有識者として公認会計士を選任すること自体に問題はないが、限定する必要はないと考えられる。 幅広く人材を求めるためにも、規程上は、例えば「学識経験者等」あるいは、「財務の専門家等」という文言に変更すべきである。</p>	<p>当該施設は非公募のため、選考委員会を設置していない。(都市整備課)</p>
<p>9 栃木県井頭公園</p>		
<p>(1) 利用者の利便性について</p>		
<p>① 利用者サービスの向上について</p>	<p>3(1)①と同様の理由により、財団においては、利用者還元努めるべきである。</p>	<p>公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実を図っている。(都市整備課)</p>
<p>② 利用者の声について</p>	<p>利用者アンケートを閲覧した結果、食堂のスタッフに対する不満の声もあるが、概ね良好な意見が多かった。 上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。</p>	<p>公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実を図っている。(都市整備課)</p>
<p>(2) 指定管理者の選考について</p>		
<p>① 「栃木県井頭公園指定管理者公募要領」について</p>	<p>公募要領のネーミングライツについての記載が、強制ではない。 2(2)①と同様の理由により、強制する規程に変更すべきである。</p>	<p>当該施設の公募要領におけるネーミングライツに関する記載については、現行でも強制する規定としている。(都市整備課)</p>
<p>② 指定管理者選考委員会の人員構成について</p>	<p>2(2)②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。</p>	<p>指定管理者選考委員会については、委員の過半数以上を外部学識経験者等としているため、現行でも選考過程の透明性は確保されて</p>

		<p>おり、今後とも透明かつ公平な選考に努める。</p> <p>なお、施設の内容等を熟知している県関係者が選考に加わることは、適切な選考を行う上で必要と考える。(都市整備課)</p> <p>選考委員会に関する要綱では、「有識者及び学識経験者」と規定しており、必ずしも委員のうち1名を公認会計士に限定しているわけではない。</p> <p>なお、委員選定後に指定管理者の公募要領を策定するため、公認会計士を委員に選任した場合は、その旨を記載している。(都市整備課)</p>
<p>③ 指定管理者選考委員会の人員について</p> <p>10 栃木県那須野が原公園</p> <p>(1) 利用者の利便性について</p> <p>① 利用者サービスの向上について</p> <p>② 利用者の声について</p> <p>(2) 指定管理者の選考について</p> <p>① 「栃木県那須野が原公園指定管理者公募要領」について</p>	<p>8(2)③と同様の理由により、幅広く人材を求めるべきである。</p> <p>3(1)①と同様の理由により、財団においては、利用者還元に努めるべきである。</p> <p>利用者アンケートを閲覧した結果、遊具を増やしてほしいという要望はあるが、概ね良好な意見が多かった。</p> <p>上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。</p> <p>公募要領のネーミングライツについての記載が、強制ではない。</p> <p>2(2)①と同様の理由により、強制する規程に変更すべきである。</p>	<p>公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実を図っている。(都市整備課)</p> <p>公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実を図っている。(都市整備課)</p> <p>当該施設の公募要領におけるネーミングライツに関する記載については、現行でも強制する規定としている。(都市整備課)</p>

② 指定管理者選考委員会の人員構成について	2(2)②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。	指定管理者選考委員会については、委員の過半数以上を外部学識経験者等としているため、現行でも選考過程の透明性は確保されており、今後とも透明かつ公平な選考に努める。 なお、施設の内容等を熟知している県関係者が選考に加わることは、適切な選考を行う上で必要と考える。(都市整備課)
③ 指定管理者選考委員会の人員について	8(2)③と同様の理由により、幅広く人材を求めるべきである。	選考委員会に関する要綱では、「有識者及び学識経験者」と規定しており、必ずしも委員のうち1名を公認会計士に限定しているわけではない。 なお、委員選定後に指定管理者の公募要領を策定するため、公認会計士を委員に選任した場合は、その旨を記載している。(都市整備課)
11 栃木県みかも山公園		
(1) 利用者の利便性について		
① 利用者サービスの向上について	3(1)①と同様の理由により、財団においては、利用者還元を努めるべきである。	公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実を図っている。(都市整備課)
② 利用者の声について	利用者アンケートを閲覧した結果、駐車場をあける時間、フラワートレインスタッフに対する不満や料金が高いといった声もあるが、概ね良好な意見が多かった。 上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。	公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実を図っている。(都市整備課)
(2) 指定管理者の選考について		
① 「栃木県みかも山公園指	公募要領のネーミングライツについての記載が、強制ではない。	当該施設の公募要領におけるネーミングライツに関する記載につ

<p>定管理者公募要領」について</p>	<p>2(2)①と同様の理由により、強制する規程に変更すべきである。</p>	<p>いては、現行でも強制する規定としている。(都市整備課)</p>
<p>② 指定管理者選考委員会の人員構成について</p>	<p>2(2)②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。</p>	<p>指定管理者選考委員会については、委員の過半数以上を外部学識経験者等としているため、現行でも選考過程の透明性は確保されており、今後とも透明かつ公平な選考に努める。 なお、施設の内容等を熟知している県関係者が選考に加わることは、適切な選考を行う上で必要と考える。(都市整備課)</p>
<p>③ 指定管理者選考委員会の人員について</p>	<p>8(2)③と同様の理由により、幅広く人材を求めるべきである。</p>	<p>選考委員会に関する要綱では、「有識者及び学識経験者」と規定しており、必ずしも委員のうち1名を公認会計士に限定しているわけではない。 なお、委員選定後に指定管理者の公募要領を策定するため、公認会計士を委員に選任した場合は、その旨を記載している。(都市整備課)</p>
<p>12 栃木県日光だいや川公園</p>		
<p>(1) 利用者の利便性について</p>		
<p>① 利用者サービスの向上について</p>	<p>3(1)①と同様の理由により、財団においては、利用者還元を努めるべきである。</p>	<p>公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実を図っている。(都市整備課)</p>
<p>② 利用者の声について</p>	<p>利用者アンケートを閲覧した結果、キャンプ受付に対する不満の声はあるが、概ね良好な意見が多かった。 上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。</p>	<p>公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実を図っている。(都市整備課)</p>

<p>(2) 指定管理者の選考について</p> <p>① 「栃木県日光だいや川公園指定管理者公募要領」について</p> <p>② 指定管理者選考委員会の人員構成について</p> <p>③ 指定管理者選考委員会の人員について</p>	<p>公募要領のネーミングライツについての記載が、強制ではない。</p> <p>2(2)①と同様の理由により、強制する規程に変更すべきである。</p> <p>2(2)②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。</p> <p>8(2)③と同様の理由により、幅広く人材を求めるべきである。</p>	<p>当該施設の公募要領におけるネーミングライツに関する記載については、現行でも強制する規定としている。(都市整備課)</p> <p>指定管理者選考委員会については、委員の過半数以上を外部学識経験者等としているため、現行でも選考過程の透明性は確保されており、今後とも透明かつ公平な選考に努める。</p> <p>なお、施設の内容等を熟知している県関係者が選考に加わることは、適切な選考を行う上で必要と考える。(都市整備課)</p> <p>選考委員会に関する要綱では、「有識者及び学識経験者」と規定しており、必ずしも委員のうち1名を公認会計士に限定しているわけではない。</p> <p>なお、委員選定後に指定管理者の公募要領を策定するため、公認会計士を委員に選任した場合は、その旨を記載している。(都市整備課)</p>
<p>13 栃木県とちぎわんぱく公園</p> <p>(1) 利用者の利便性について</p> <p>① 利用者サービスの向上について</p> <p>② 利用者の声について</p>	<p>3(1)①と同様の理由により、財団においては、利用者還元を努めるべきである。</p> <p>利用者アンケートを閲覧した結果、遊具の使用料を安くしてほしい、遊具の修理が遅れている、イベントを増やしてほしいといった不満の声はあるが、概ね良好な意見が多かった。</p> <p>上記①にも記載したように、指定</p>	<p>公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実を図っている。(都市整備課)</p> <p>公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の状況に応じて利用者サービスの向</p>

	管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。	上等、公益事業の充実を図っている。(都市整備課)
(2) 指定管理者の選考について		
① 「栃木県とちぎわんぱく公園指定管理者公募要領」について	公募要領のネーミングライツについての記載が、強制ではない。 2(2)①と同様の理由により、強制する規程に変更すべきである。	当該施設の公募要領におけるネーミングライツに関する記載については、現行でも強制する規定としている。(都市整備課)
② 指定管理者選考委員会の人員構成について	2(2)②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。	指定管理者選考委員会については、委員の過半数以上を外部学識経験者等としているため、現行でも選考過程の透明性は確保されており、今後とも透明かつ公平な選考に努める。 なお、施設の内容等を熟知している県関係者が選考に加わることは、適切な選考を行う上で必要と考える。(都市整備課)
③ 指定管理者選考委員会の人員について	8(2)③と同様の理由により、幅広く人材を求めるべきである。	選考委員会に関する要綱では、「有識者及び学識経験者」と規定しており、必ずしも委員のうち1名を公認会計士に限定しているわけではない。 なお、委員選定後に指定管理者の公募要領を策定するため、公認会計士を委員に選任した場合は、その旨を記載している。(都市整備課)
14 とちぎ男女共同参画センター		
(1) 利用者の利便性について		
① 利用者サービスの向上について	3(1)①と同様の理由により、財団においては、利用者還元努めるべきである。	公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設の状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実を図っている。 なお、センターにおいては、情報ライブラリーの図書充実や啓発講座・交流イベント等の自主事業の充実により、利用者への還元

<p>② 利用者の声について</p>	<p>利用者アンケートを閲覧した結果、概ね良好な意見が多かった。ただし、設備関係の不満や料金が高いといった不満の声はある。</p> <p>上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。</p>	<p>を行うとともに、減免制度利用団体の増加や利用者層の拡大を図ることにより、利用者サービスの向上に努めている。(人権・青少年男女参画課)</p> <p>公益法人の指定管理者が指定管理事業において、期中で収支を予測し事業計画を変更することは、現実的には困難なため、翌年度に決算状況を確認した上で、収支がプラスとなった場合には、施設状況に応じて利用者サービスの向上等、公益事業の充実を図っている。</p> <p>なお、センターにおいては、情報ライブラリーの図書の実や啓発講座・交流イベント等の自主事業の充実により、利用者への還元を行うとともに、減免制度利用団体の増加や利用者層の拡大を図ることにより、利用者サービスの向上に努めている。(人権・青少年男女参画課)</p>
<p>(2) 指定管理者の選考について</p>	<p>2(2)②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。</p>	<p>指定管理者選考委員会については、委員の過半数以上を外部学識経験者等としているため、現行でも選考過程の透明性は確保されており、今後とも透明かつ公平な選考に努める。</p> <p>なお、施設の内容等を熟知している県関係者が選考に加わることは、適切な選考を行う上で必要と考える。(人権・青少年男女参画課)</p>
<p>② 指定管理者選考委員会の人員について</p>	<p>8(2)③と同様の理由により、幅広く人材を求めるべきである。</p>	<p>選考委員会に関する要綱では、「有識者及び学識経験者」と規定しており、必ずしも委員のうち1名を公認会計士に限定しているわけではない。</p> <p>なお、委員選定後に指定管理者の公募要領を策定するため、公認会計士を委員に選任した場合は、その旨を記載している。(人権・青少年男女参画課)</p>

15 栃木県日光自然
博物館・奥日光地
区駐車場

(1) 利用者の利便
性について

① 利用者の声
について

入館者に対するアンケートを恒常的に取っていない。

イベント参加者等に対するアンケートはあるものの、入館者に対するアンケートは平成22年に5営業日について行ったのみであり、平成24年度は、「中禅寺温泉カマクラまつり」の際に取っているだけである。

入館の際にアンケート用紙を渡すとか、アンケート箱とアンケート用紙を用意しておく等の方法により、利用者の意見を求める機会を増やすべきである。

現状では、利用者の声に耳を傾けるという姿勢が乏しいと言わざるを得ない。

企画展等イベント時におけるアンケートに加え、平成26年度から、恒常的に博物館内入館者に対するアンケート箱や自由ノート等を設置し、利用者の声を反映できるよう工夫した。(自然環境課)

(2) 指定管理業務
の収支状況（県
のホームページ）
について

① 指定管理業
者の決算書から
の転記につ
いて

決算書の数値は消費税抜処理であるが、ホームページ上の数値は消費税込みの数値になっている。

指定管理業者の決算書の数値をあえて消費税込額に変える必要はなく、決算書の数値をそのまま用いるべきである。

管理運営状況報告書の収支状況は、指定管理料（消費税込み）の用途を明らかにすることが目的であるため、消費税込みの数値を計上する必要があり、全ての指定管理施設において消費税込みで記載する方式に統一している。(自然環境課)

② その他収入
について

協力金収入のすべてをその他の収入に含めていない。

協力金収入に係わる支出（平成24年度2,111千円）については、すべて支出項目の中に含めているが、その他の収入には、協力金収入（平成24年度3,992千円）の一部（平成24年度2,111千円）しか含めていない。支出額と同額しか含めない合理的理由はなく、指定管理業務に係わる協力金収入については、すべて含めるべきである。

平成25年度分の管理運営状況報告書から、その他収入に協力金収入の全額を記載した。(自然環境課)

16 栃木県体育館

(1) 利用者の利便

性について

① 利用者サービスの向上について

一定額以上の利益を計上する状況が継続するなら、そのプラス分を利用者に還元すべきである。

すなわち、利用料金の低料金化や割引制度の導入を検討すべきである。

この財団は公益法人ではあるが、指定管理業務は収益事業であるため、経営努力により収益を計上し公益事業の赤字を補てんする必要があることは理解できる。

しかし、指定管理者となってから一度も利用料が下がっておらず、割引制度もないことから、指定管理者制度導入で期待されている効果の一つである、利用料の低料金化は全く果たされていない。

財団の指定管理事業の収支は、平成22年度及び平成24年度（平成23年度は東日本大震災の影響のため収益は大幅に下がっている。）においては、一定以上の利益を計上していると考えられる。一定の利益とは、事業費総額の一定割合（1億円以下の部分の10%＋1億円超の部分の5%）が目安として考えられる。

県民の日でのイベント実施や新たな利用者を発掘するためのPR活動の充実、さらには運動用具等の更新を積極的に行っていくことにより、利用者サービスの向上等、事業の充実を図っている。

なお、栃木県体育館では、県民の日記念協賛事業として、栃木県体育館内全施設を無料開放している。

【平成25年度実績】

- ・無料開放日：平成25年6月15日（土）
- ・参加者数：803名（スポーツ振興課）

② 利用者の声について

意見箱の利用者意見や利用者アンケートを閲覧した結果、施設に対する不満、予約に対する不満、料金が高いという不満等、苦情・要望の意見があった。

上記①にも記載したように、指定管理者としては一定以上の利益の還元を図ることにより、利用者サービスの向上に努めるべきである。

県民の日でのイベント実施や新たな利用者を発掘するためのPR活動の充実、さらには運動用具等の更新を積極的に行っていくことにより、利用者サービスの向上等、事業の充実を図っている。

なお、栃木県体育館では、県民の日記念協賛事業として、栃木県体育館内全施設を無料開放している。

【平成25年度実績】

- ・無料開放日：平成25年6月15日（土）
- ・参加者数：803名（スポーツ振興課）

(2) 指定管理者の選考について

① 「栃木県体育館指定管理者公募要領」について

公募要領のネーミングライツについての記載が、強制ではない。

2(2)①と同様の理由により、強制する規程に変更すべきである。

当該施設の公募要領におけるネーミングライツに関する記載については、現行でも強制する規定としている。（スポーツ振興課）

② 指定管理者
選考委員会の
人員構成につ
いて

2(2)②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。

指定管理者選考委員会については、委員の過半数以上を外部学識経験者等としているため、現行でも選考過程の透明性は確保されており、今後とも透明かつ公平な選考に努める。

なお、施設の内容等を熟知している県関係者が選考に加わることは、適切な選考を行う上で必要と考える。(スポーツ振興課)

17 まとめ

県の指定管理者制度運用の効果としては、その恩恵を最大限受けているのは、県のみではないか。

県と県の出資団体の関係は、親会社と子会社の関係にも似ており、親会社の要求を受け入れている子会社という構図にも見える。

また、このような状況下においては、民間事業者が応募するにはハードルが高く、民間事業者の持つ経営ノウハウやアイデアの活用といった、指定管理者制度の趣旨が生かされない環境が存在していると言わざるを得ない。

包括外部監査人としては、県に対しては、民間事業者でも応募できるような環境が整備されることを、また、指定管理者となっている県の出資団体に対しては、利用者の満足度をより向上させるような指定管理者制度の運用を希望する。

民間事業者の参入促進については、これまで公募期間や指定管理期間の延長などに取り組んできたが、引き続き、民間事業者の応募促進策について検討し、民間事業者のノウハウやアイデアを活かせる制度運用に努める。

また、利用者満足度の向上については、行政改革推進委員会指定管理施設評価専門部会報告を踏まえ、管理運営状況を適切に評価するとともに、評価結果を基にハード・ソフトの両面から利用者サービスの充実に努め、利用者満足度の更なる向上を図っていく。(行政改革推進室)